



# 防災・救急

## 避難所・避難場所・避難情報

問 消防本部防災対策課 ☎72-0131

### 避難所一覧

問 消防本部防災対策課 ☎72-0131

| 名称                   | 所在地         | 電話番号    | 風水害               |                   |                | 地震・津波             |
|----------------------|-------------|---------|-------------------|-------------------|----------------|-------------------|
|                      |             |         | 指定緊急避難場所<br>(避難所) | 指定避難所<br>(避難収容施設) | 台風時の<br>自主避難場所 | 指定避難所<br>(避難収容施設) |
| 魚神山公民館分館             | 魚神山569番地    |         | ○                 | ○                 | ○              |                   |
| 家串公民館                | 家串907番地2    | 85-1121 | ○                 |                   |                |                   |
| 家串小学校(体育館)           | 家串1232番地    | 85-0506 |                   | ○                 |                |                   |
| 内海中学校(体育館)           | 須ノ川295番地1   | 85-0078 |                   | ○                 |                |                   |
| 愛南町役場内海支所(DE・あ・い・21) | 柏390番地      | 85-1021 | ○                 | ○                 | ○              |                   |
| 柏小学校(体育館)            | 柏617番地      | 85-0014 |                   | ○                 |                |                   |
| 旧菊川小学校(体育館)          | 御荘菊川1157番地  |         |                   | ○                 |                | ○                 |
| 旧菊川小学校(教育教室棟)        | 御荘菊川1157番地  |         |                   |                   |                | ○                 |
| 御荘農村研修センター(菊川公民館)    | 御荘菊川1159番地1 | 74-0334 | ○                 |                   | ○              | ○                 |
| 平城小学校(体育館)           | 御荘平城2332番地  | 72-0022 |                   | ○                 |                | ○                 |
| 南宇和高校第3教棟            | 御荘平城3269番地  | 72-1241 |                   |                   |                | ○                 |
| 南宇和高校体育館             | 御荘平城3269番地  |         |                   |                   |                | ○                 |
| 旧御荘学校給食センター          | 御荘和口174番地   |         |                   |                   |                | ○                 |
| 御荘文化センター             | 御荘平城3063番地1 | 73-1111 | ○                 | ○                 | ○              |                   |
| 御荘中学校(体育館)           | 御荘平城3787番地  | 72-0231 |                   | ○                 |                |                   |
| 長月小学校体育館(長月公民館)      | 御荘長月913番地   | 72-1659 | ○                 | ○                 |                | ○                 |
| 旧赤水小学校(体育館)          | 赤水581番地     |         |                   | ○                 |                |                   |
| 赤水公民館                | 赤水580番地     | 75-0096 | ○                 |                   |                |                   |
| 中浦小学校(体育館)           | 中浦501番地     | 75-0432 |                   | ○                 |                |                   |
| 中浦漁村振興センター(中浦公民館)    | 中浦830番地     | 75-0334 | ○                 | ○                 | ○              |                   |
| 僧都ふれあい交流館(僧都公民館)     | 僧都279番地     | 70-1502 | ○                 | ○                 | ○              | ○                 |
| 僧都小学校(体育館)           | 僧都262番地     | 72-6136 |                   | ○                 |                | ○                 |

廣 告



ユンボ他 重機運搬・クレーン作業  
車両運搬他・ロードサービス

**有限会社 愛晃重機**

南宇和郡愛南町御荘平城 4

TEL 0895(73)2611





| 名称                       | 所在地        | 電話番号    | 風水害               |                   |                | 地震・津波             |
|--------------------------|------------|---------|-------------------|-------------------|----------------|-------------------|
|                          |            |         | 指定緊急避難場所<br>(避難所) | 指定避難所<br>(避難収容施設) | 台風時の<br>自主避難場所 | 指定避難所<br>(避難収容施設) |
| 山出憩いの里温泉                 | 緑乙4082番地   | 72-6263 |                   |                   |                | ○                 |
| 緑小学校(体育館)                | 緑乙3231番地   | 72-0839 |                   | ○                 |                | ○                 |
| 緑基幹集落センター(緑公民館)          | 緑乙1514番地   | 70-1501 | ○                 | ○                 | ○              | ○                 |
| 大森文化会館                   | 城辺甲2962番地  | 72-0837 | ○                 | ○                 |                | ○                 |
| 城辺小学校(体育館)               | 城辺甲2707番地  | 72-0064 |                   | ○                 |                | ○                 |
| 城辺中学校(体育館)               | 城辺甲2707番地  | 72-0547 |                   | ○                 |                | ○                 |
| 城の辺学習館(城辺公民館)            | 城辺甲1943番地  | 72-0065 | ○                 | ○                 | ○              | ○                 |
| 東海小学校(体育館)               | 岩水7番地1     | 72-0617 |                   | ○                 |                |                   |
| 東海公民館                    | 岩水114番地    | 70-1504 | ○                 | ○                 | ○              |                   |
| 東海公民館中玉分館                | 中玉303番地    | 72-3410 | ○                 | ○                 |                |                   |
| あいなん幼稚園・南楽荘(旧深浦小学校(体育館)) | 深浦3番地      | 72-1113 |                   | ○                 |                | ○                 |
| 深浦公民館                    | 深浦260番地    | 70-1503 | ○                 | ○                 | ○              |                   |
| 久良小学校(体育館)               | 久良2035番地   | 72-0519 |                   | ○                 |                | ○                 |
| 久良ふるさとセンター(久良公民館)        | 久良2095番地   | 70-1505 | ○                 | ○                 | ○              |                   |
| 一本松山村開発センター(一本松公民館)      | 一本松3520番地  | 84-1252 | ○                 | ○                 | ○              | ○                 |
| 一本松小学校(体育館)              | 一本松5121番地1 | 84-2071 |                   | ○                 |                | ○                 |
| 一本松交流促進センター              | 増田5259番地3  | 84-3420 |                   | ○                 |                | ○                 |
| 一本松あけぼの荘                 | 増田5470番地   | 84-3260 |                   |                   |                | ○                 |
| 篠山小中学校(体育館)              | 正木1276番地1  | 84-2551 |                   | ○                 |                | ○                 |
| 正木公民館                    | 正木1247番地   | 84-3518 | ○                 |                   |                |                   |
| 太田集会所                    | 正木1859番地   |         | ○                 |                   |                |                   |
| 上大道集会所(上大道公民館)           | 上大道796番地1  | 84-3751 | ○                 |                   |                |                   |
| 旧満倉小学校(体育館)              | 上大道683番地   |         |                   | ○                 |                | ○                 |
| 旧満倉小学校教室棟                | 上大道683番地   |         |                   |                   |                | ○                 |
| 一本松保健センター                | 一本松5068番地2 | 84-1251 |                   |                   |                | ○                 |
| 一本松ふるさと生活館               | 一本松338-2   |         |                   |                   |                | ○                 |
| 増田コミュニティセンター             | 増田3148番地   |         |                   |                   |                | ○                 |
| 中川コミュニティセンター             | 中川957番地1   |         |                   |                   |                | ○                 |
| 広見コミュニティセンター             | 広見1648番地1  |         |                   |                   |                | ○                 |
| 西海保健福祉センター               | 樺月212番地1   | 82-0033 | ○                 | ○                 |                | ○                 |
| 旧西海中学校(体育館)              | 船越1番地      |         |                   | ○                 |                | ○                 |
| 旧西海中学校(教室棟)              | 船越1番地      |         |                   |                   |                | ○                 |
| 西海町民会館(西海公民館)            | 船越1057番地   | 82-0069 | ○                 | ○                 | ○              |                   |
| 船越小学校(体育館)               | 船越1268番地   | 82-0178 |                   | ○                 |                | ○                 |
| 福浦小学校(体育館)               | 福浦470番地    | 83-0357 |                   | ○                 |                |                   |
| 福浦公民館                    | 福浦994番地    | 83-0363 | ○                 | ○                 | ○              |                   |
| 福浦公民館武者泊分館               | 武者泊615番地   | 83-0139 | ○                 | ○                 |                |                   |
| 旧西浦小学校(体育館)              | 内泊25番地1    |         |                   | ○                 |                |                   |
| 中泊集会所(西浦公民館)             | 中泊10番地     | 82-0701 | ○                 |                   |                |                   |

## 町がお知らせする避難情報

町は、町民の皆さまに避難が必要と判断した場合、その緊急度に応じた避難情報をお知らせします。また、屋外防災行政無線やIP告知端末、広報車等により町民の皆さまにお知らせします。



防災・救急

| 呼びかけの種類       | 発令時の状況   | 町役場からの呼びかけ   | 皆さんのとるべき行動  |
|---------------|--|--|---|
| 避難準備・高齢者等避難開始 | 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況   | 「〇〇地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。<br>〇〇川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。<br>高齢者や体が不自由な方など避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。<br>□□を避難場所として開設しています。<br>それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。」 | 避難に時間を要する人（ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等）は避難を開始しましょう。その他の方は、いつでも避難ができるよう準備をしましょう。身の危険を感じる人は、早めの避難を開始しましょう。   |
| 避難勧告          | 通常の避難行動ができる人が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況   | 「〇〇地区に対して避難勧告を発令しました。<br>〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。<br>付近の住民の方は、近所の方にも声をかけて直ちに避難してください。<br>□□を避難場所として開設しています。<br>避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。」                                | 指定された避難場所へ避難をしましょう。外出することがかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内より安全な場所（山や川の反対側の部屋や1階よりも2階）に避難をしましょう。             |
| 避難指示(緊急)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・堤防の隣接地帯等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>・人的被害が発生した状況</li> </ul> | 「〇〇地区に避難指示を発令しました。<br>〇〇川は大変危険な状況です。<br>未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。<br>□□を避難場所として開設しています。<br>避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。」  | まだ避難をしていない場合は、直ちにその場から避難をしましょう。外出することがかえって命に危険が及ぶような状況では、自宅内より安全な場所（山や川の反対側の部屋や1階よりも2階）に避難をしましょう。 |

危険大

## ■防災メール

愛南町では火災や災害に関する情報を携帯電話やパソコンなどに配信するサービスを提供しています。メール配信を希望する方はあらかじめメールアドレスを登録する必要があります。登録ご希望の方は、愛南町消防署（☎0895-72-0119）までご連絡ください。

*memo* ★★

---



---



---



---



---



---

通報はあわてず、正確に！！

火事  
のとき

火事です！  
(家・山)が  
燃えています。

火事や救急のときは119番



住所は、〇〇町  
〇丁目〇番〇号です。  
目標物は、〇〇です。

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。  
電話番号は、〇〇です。

※マンションやビルの場合、名称と〇階の〇号室とい  
うことも知らせてください。  
※住所がわからないときは、目標物になるもの(建物、  
バス停など)を伝えてください。



救急  
のとき

交通事故  
(急病)です！



場所(住所)は、  
〇〇町〇丁目〇番〇号  
です。目標物は、〇〇です。

負傷者(病人)は〇〇で、状況(症状)は〇〇です。  
・事故の場合:事故の状況、負傷者の数、容態  
・急病の場合:患者の性別、年齢、症状

私は、〇〇(住所)に住む〇〇(氏名)です。  
電話番号は、〇〇です。



防災・救急

こんなときは届け出を！

問 消防署 ☎72-0119

■次の行為をする場合は、愛南消防署へ

- 火災とまぎらわしい煙や、火炎を発生するおそれのある行為

- 少量危険物(例:灯油で200ℓ以上1,000ℓ未満、ガソリンで40ℓ以上200ℓ未満)の貯蔵や取り扱いをするとき(個人で取り扱う場合は、数量が異なります。)
- プロパンガス(300kg以上)や圧縮アセチレンガス(40kg以上)の貯蔵や取り扱いをするとき

夜間・休日当番医のご案内

問 消防署 ☎72-0119 保健福祉課 ☎72-1212

夜間・休日当番医は、日・祝日などに急を要する症状となった場合に、初期の救急医療として診察などを行う医療機関です。夜間・休日に急な発熱・下痢・嘔吐などの症状が出たときは、当番医の医療機関をご利用ください。

- 問い合わせ ☎72-1234  
南宇和郡医師会救急当番医案内

■夜間・休日当番医は以下の方法でお知らせしています。

- 毎月発行する広報紙
- ホームページ
- 当日の各新聞紙



■お子さんが急な病気やけがで心配なときは

- 小児救急医療電話相談をご利用ください。  
お子さんが急な病気やけがで心配な時にご相談ください。経験豊富な看護師や医師がご相談に応じます。  
電話番号  
・携帯電話やプッシュ回線の場合 #8000  
・ダイヤル回線の場合 089-913-2777  
相談時間 毎日19:00～翌朝8:00





# 届け出・証明

## 届け出

問 町民課 ☎72-7300

### 戸籍の届け出

#### 出生届

お持ちいただくもの

生まれた日を含め14日以内

- 出生証明書
- 届出人(父または母)の印鑑
- 母子健康手帳

届出人 生まれた子の父または母

届出地 届出人の現在地(住所地)、  
本籍地、出生地



#### 婚姻届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 婚姻届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 夫妻(旧姓)の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 夫・妻になる方

届出地 現在地(住所地)、本籍地

#### 離婚届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 離婚届書
- 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)
- 届出人の印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 夫・妻

届出地 現在地(住所地)、本籍地

#### 死亡届

お持ちいただくもの

死亡したことを知った日から7日以内

- 死亡診断書または死体検案書
- 届出人の印鑑

届出人 親族、後見人など

届出地 届出人の現在地(住所地)、  
死亡者の本籍地、死亡地



### 住民登録の届け出

#### 転入届

お持ちいただくもの

住み始めた日から14日以内

- 転出証明書
- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 本人、同一世帯の方、  
代理人(委任状が必要)

届出地 本庁、各支所

#### 転出届

お持ちいただくもの

引越す14日前から

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、  
代理人(委任状が必要)

届出地 本庁、各支所



#### 転居届

お持ちいただくもの

引越した日から14日以内

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類
- 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書
- マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カード

届出人 本人、同一世帯の方、  
代理人(委任状が必要)

届出地 本庁、各支所

#### 世帯変更届

お持ちいただくもの

受理した日に効力を生じる

- 印鑑
- 届出人の本人確認ができる書類

届出人 本人、同一世帯の方、  
代理人(委任状が必要)

届出地 本庁、各支所

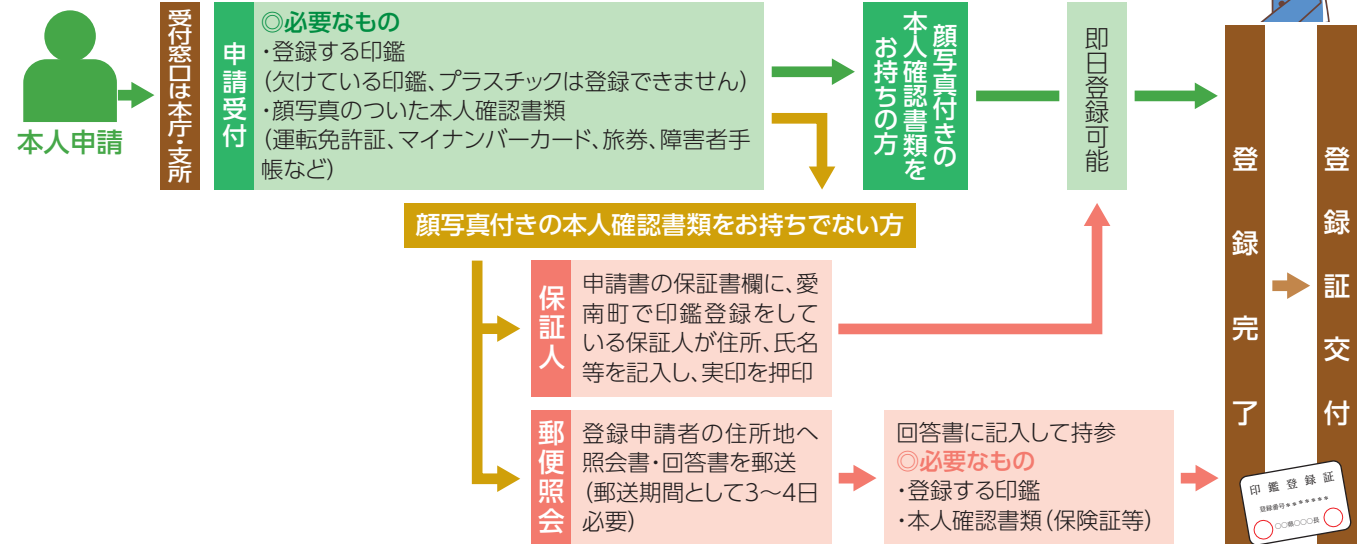


誰でも登録できるの？

満15歳以上で住民登録をされている人が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ



届け出・証明

※申請者本人が窓口に来れない事情のある場合は、事前に町民課まで、ご相談ください。

マイナンバー制度

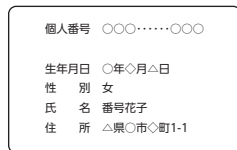
国民一人ひとりに与えられる12桁の番号のことです。一つとして同じ番号はなく、一人ひとりが固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、平成28年1月以降には身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「マイナンバーカード(個人番号カード)」が申請により交付されます。

通知カード

氏名・住所・生年月日・性別とマイナンバーが記載されたもので、住民登録されているすべての方に送られます。

※紛失しないようご注意ください。

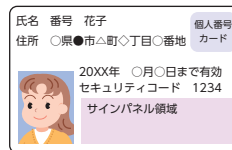
顔写真が入っていませんので、本人確認時には別途顔写真が入った証明書が必要になります。



イメージ

マイナンバーカード(個人番号カード)

顔写真が表示されます。「通知カード」でマイナンバーが通知された後に、地方公共団体情報システム機構に申請すると交付されます。



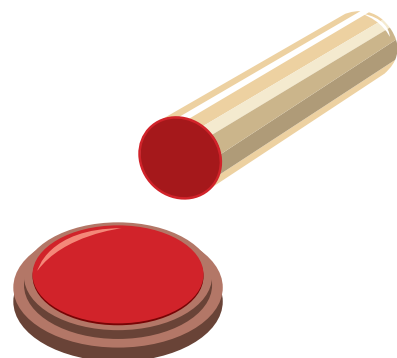
イメージ(表)



イメージ(裏)

以下の手続きを行う場合、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーの通知カードをご持参ください。

- 転入・転居・国外転出などの異動
- 戸籍届出の氏名などの変更



交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。

|               | 分類1(写真付)  | 分類2   | 分類3  |
|---------------|---|---|--|
| 証明書類の名称       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●運転免許証</li> <li>●旅券(パスポート)</li> <li>●国または地方公共団体の機関が発行した免許証など</li> <li>●住基カード(写真付き)</li> <li>●マイナンバーカード(個人番号カード)など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各健康保険被保険者証</li> <li>●国民年金手帳</li> <li>●年金証書</li> <li>●住基カード(写真なし)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●学生証</li> <li>●法人発行の身分証書</li> <li>●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書</li> </ul> |
| 戸籍関係<br>住民票関係 | 上記の内1点で確認   | 上記の内2点以上で確認   | 上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認   |

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

戸籍・住民票関係の発行

| 証明書の種類       | 手数料     | 申請に必要なもの・注意事項   |
|--------------|---------|---|
| 住民票          | 1通 200円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●本人の場合<br/>・本人確認書類</li> <li>●代理人の場合<br/>・委任状 ・代理人の本人確認書類</li> </ul>                  |
| 住民票記載事項証明書   | 1通 200円 |   |
| 戸籍全部・個人事項証明書 | 1通 450円 | ※本籍地の市区町村で発行します。<br>●戸籍に記載されている方などによる請求…請求事由不要<br>●第三者請求…請求事由必要<br>・委任状が必要になります。<br>・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。                   |
| 除籍全部・個人事項証明書 | 1通 750円 |   |
| 原戸籍謄・抄本      | 1通 750円 |   |
| 戸籍記載事項証明書    | 1通 350円 |   |
| 戸籍の附票        | 1通 200円 |   |
| 身分証明書        | 1通 200円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●本人の場合<br/>・本人確認書類</li> <li>●代理人の場合<br/>・委任状 ・代理人の本人確認書類</li> </ul> ※本籍地の市区町村で発行します。 |

税関係証明書の発行

| 証明書の種類 | 手数料                  | 証明書の内容                                 |
|--------|----------------------|--|
| 住民税    | 所得課税証明書              | 1通 200円 所得金額、所得控除および税額の証明              |
|        | 所得非課税証明書             | 1通 200円 課税されていない証明                     |
| 固定資産税  | 評価証明書                | 1通 200円 資産の評価額の証明 ※手数料は筆数・棟数に応じて加算     |
|        | 公課証明書                | 1通 200円 課税標準額、税相当額の証明 ※手数料は筆数・棟数に応じて加算 |
|        | 名寄帳                  | 1通 200円 納税義務者の資産の一覧                    |
|        | 地籍図                  | 1通 200円 一筆ごとの土地の区画、地番を表示した地図           |
| 納税     | 納税証明書                | 1件 200円 納められた税額の証明                     |
|        | 滞納のない旨の証明書           | 1件 200円 町税等において滞納がないことの証明              |
|        | 納税証明書<br>(軽自動車継続検査用) | 無料 軽自動車税の滞納がないことの証明                    |

届け出・証明



# 税金等

住みよい環境のもとで生活するために、町税等の果たす役割は重要です。

みなさんに納めていただく町税等は、福祉、教育、土木など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

## 税金等の種類・納期について

☎ 税務課 ☎72-7301

| 税金等の種類                     | 納税義務者  | 納期                |    |          |    |    |    |     |     |     |    |    |     |
|----------------------------|--|-------------------|----|----------|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|
|                            |  | 4月                | 5月 | 6月       | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月  |
| 町県民税                       | 町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆様に負担していただく税金です<br>1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった方                     |                   |    | 1期<br>全期 |    | 2期 |    | 3期  |     |     |    | 4期 |     |
|                            |  | 給与からの特別徴収：毎月      |    |          |    |    |    |     |     |     |    |    |     |
|                            |  | 公的年金からの特別徴収：年金支給月 |    |          |    |    |    |     |     |     |    |    |     |
| 固定資産税                      | 固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です<br>1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する方                        | 1期<br>全期          |    |          | 2期 |    |    |     |     | 3期  |    | 4期 |     |
| 軽自動車税                      | 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車に対してかかる税金です<br>4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する方 |                   | 全期 |          |    |    |    |     |     |     |    |    |     |
| 国民健康保険税                    | 町等が、国民健康保険に要する費用に充てることを目的とした税金です<br>世帯を単位とし、世帯主が納税義務者となります   |                   |    | 1期       | 2期 | 3期 | 4期 | 5期  | 6期  | 7期  | 8期 | 9期 | 10期 |
| 介護保険料<br>(1号被保険者<br>普通徴収分) | 町が、介護保険に要する費用に充てることを目的とした保険料です<br>65歳を迎えて被保険者となった方   |                   |    | 1期       | 2期 | 3期 | 4期 | 5期  | 6期  | 7期  | 8期 | 9期 | 10期 |
|                            |  | 公的年金からの特別徴収：年金支給月 |    |          |    |    |    |     |     |     |    |    |     |
| 後期高齢者医療保険料                 | 県後期高齢者医療広域連合が、後期高齢者医療制度に要する費用に充てることを目的とした保険料です<br>75歳を迎えて被保険者となった方および一定の障害のある方で広域連合の認定を受けた方        |                   |    |          | 1期 | 2期 | 3期 | 4期  | 5期  | 6期  | 7期 | 8期 | 9期  |
|                            |  | 公的年金からの特別徴収：年金支給月 |    |          |    |    |    |     |     |     |    |    |     |



税金等

## 国税・県税についてのお問い合わせは

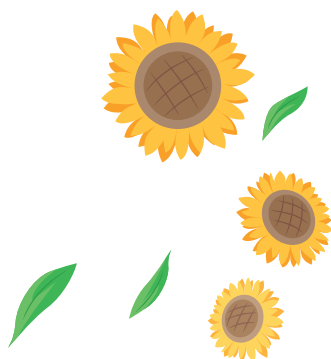
| 項目                           | 問い合わせ先        |               |
|------------------------------|---------------|---------------|
| 県税について (法人県民税、不動産取得税、自動車税など) | 南予地方局総務企画部税務課 | ☎0895-28-6104 |
| 国税について (所得税、相続税、贈与税など)       | 宇和島税務署        | ☎0895-22-4511 |

## 税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる人の本人確認できるものおよび印鑑をお持ちください。

▶ 税に関する証明・手数料などについて・・・P32

広 告



頑張る“会社”“人”  
を応援します!!

澤本陽一税理士事務所

税理士 澤本 陽一

記帳・決算・所得税・法人税・贈与税  
相続税の申告・税務代理・資産運用

〒798-4110 愛南町御荘平城434番地  
岡長第3ビル1F

TEL 0895-73-7330  
FAX 0895-73-7331

増田裕税理士事務所

税理士 増田 裕

税務申告

税務相談

記帳代行

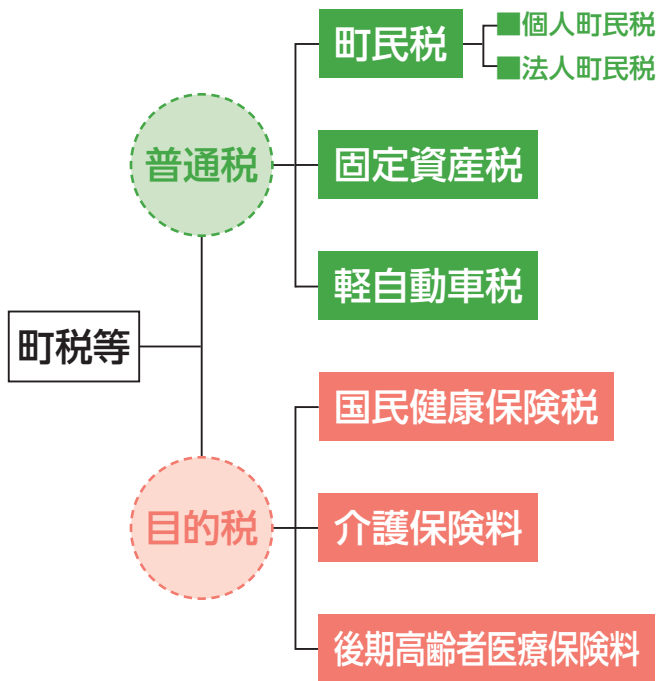
愛南町御荘平城 2096

TEL&FAX  
0895-72-4334



町税等の仕組み

町税等は、使い道が限定されていない「普通税」と、使い道が定められている「目的税」に分かれます。



町税等は、自主的に納期限内に納めていただくのが原則です。納期限内に納めましょう。

納税の方法

町から納付書を郵送します。以下の方法により、納期限内に納付してください。

- 1 町役場・支所にて納付
- 2 指定金融機関にて

- 窓口で納付
- 口座振替で納付

納税は **便利** **確実** **安心** な

「**口座振替**」がおすすめです！

【指定金融機関】

えひめ南農業協同組合・伊予銀行・愛媛銀行・四国銀行・高知銀行・宇和島信用金庫・愛媛県信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

【申込方法】

税務課・支所または金融機関に備えてある「口座振替依頼書」にてお申し込みください。

必要なもの：納税通知書、通帳、通帳届出印

【口座振替の開始】

口座振替依頼書をご提出いただいた翌月末以降の納期から振替となります。(振替日は納期月の末日)

■ 納税のご相談は…税務課 ☎72-7301

廣 告

南宇和金融協会

伊 予 銀 行 愛 南 支 店  
 愛 媛 銀 行 城 辺 支 店  
 高 知 銀 行 城 辺 支 店  
 宇 和 島 信 用 金 庫 南 宇 和 支 店





# 保険・年金

## 国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない人が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなで保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

## 国民健康保険(国保)

問 町民課 ☎72-7300

### こんなときは届け出を

問 町民課 ☎72-7300

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、町民課または最寄りの支所へ14日以内に届け出をしてください。

|               | 「こんなとき」具体例                   | 必要なもの                              |
|---------------|------------------------------|------------------------------------|
| 国民健康保険に加入するとき | 他市区町村から転入したとき                | ●印鑑 ●転出証明書(転入手続きをしてください)           |
|               | 職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時) | ●印鑑 ●職場の健康保険をやめた証明書                |
|               | 子どもが生まれたとき                   | ●印鑑 ●母子健康手帳                        |
|               | 生活保護を受けなくなったとき               | ●印鑑 ●保護廃止決定通知書                     |
| 国民健康保険を脱退するとき | 他市区町村へ転出するとき                 | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証                   |
|               | 職場の健康保険に加入したとき               | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証<br>●加入した健康保険の保険者証 |
|               | 生活保護を受けるようになったとき             | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●保護開始決定通知書        |
|               | 死亡したとき                       | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●死亡を証明するもの        |
| その他           | 住所、氏名、世帯主が変わったとき             | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証                   |
|               | 世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき          | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証                   |
|               | 国民健康保険被保険者証を紛失したとき           | ●印鑑 ●本人確認できるもの(運転免許証など)            |
|               | 就学により別に住所を定めたとき              | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証 ●在学証明書など          |

届出には、本人確認書類およびマイナンバー確認書類が必要です。

## 国民健康保険税

問 税務課 ☎72-7301

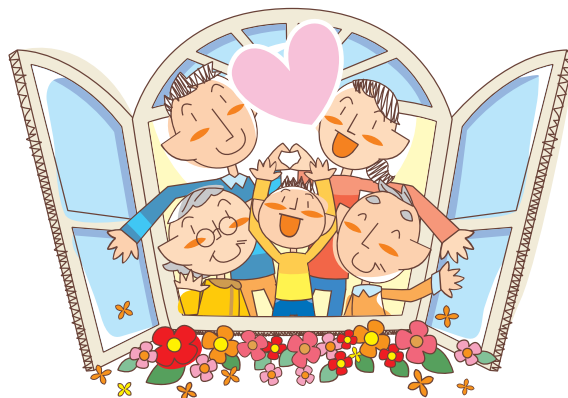
### 保険税の決め方

保険税は、世帯主に課税されますが、次の4つを計算して税額が決まります。

| 所得割             | 資産割                | 均等割             | 平等割       |
|-----------------|--------------------|-----------------|-----------|
| 世帯の加入者の所得に応じて計算 | 世帯の加入者の固定資産税に応じて計算 | 世帯の加入者の人数に応じて計算 | 一世帯当たりで計算 |

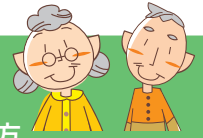
### ⚠ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。

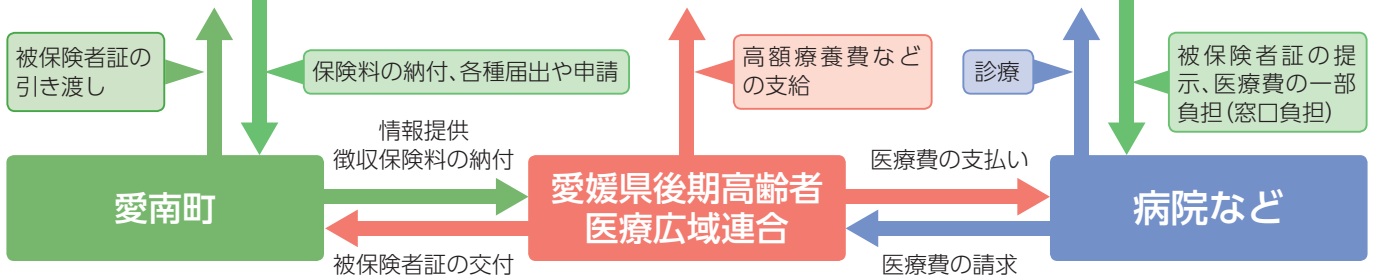


## 制度のしくみ

### 被保険者(愛媛県内に居住の方)



- 75歳以上の方  
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方  
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも将来に向かって撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、愛媛県内のすべての市町村が加入する「愛媛県後期高齢者医療広域連合」が行います。

### 被保険者証

- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年8月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい証を交付しますので、変更前の証を市区町村の担当窓口または広域連合に必ず返却してください。

| 75歳になられる方                       | 障害認定の方  | 住所異動された方   | 定期更新                                   |
|---------------------------------|---|--|--|
| 75歳の誕生日までにお届けします。誕生日から使用してください。 | 認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。 | 住所異動手続きの約1週間後にお届けします。1週間以内に受診予定のある方は、市区町村の担当窓口にお申し出ください。 | 毎年7月下旬にお届けします。新しい被保険者証は8月1日から使用してください。 |

### 保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。


|                      |   |                       |   |                         |  |
|----------------------|---|-----------------------|---|-------------------------|--|
| 均等割額<br>被保険者全員が均等に負担 | + | 所得割額<br>被保険者の所得に応じて負担 | = | 年間保険料<br>4月から翌年3月までを1年間 | 年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。<br>※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。 |
|----------------------|---|-----------------------|---|-------------------------|--|



## 国民年金とは


国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

### 国民年金加入者



**第1号  
被保険者**


- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生



**第2号  
被保険者**

厚生年金や共済組合に加入している人


- 会社員
- 公務員



**第3号  
被保険者**

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻
- 公務員の妻



第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です！

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。

### 国民年金の給付と種類

|                     |        |   |
|---------------------|--------|---|
| 基礎年金                | 老齢基礎年金 | 国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある人が、65歳になったときから受けられる年金です。                         |
|                     | 障害基礎年金 | 国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった人が受けられる年金です。*受給する要件を満たしている必要があります。      |
|                     | 遺族基礎年金 | 国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる妻または子が受けられる年金です。           |
| 第1号被保険者に対する<br>独自給付 | 付加年金   | 付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。  |
|                     | 寡婦年金   | 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けないことと死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。 |
|                     | 死亡一時金  | 保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。             |

年金  
保険・年金

### 国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

## こんなときは届け出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人は、全員が加入します。

|                  |              | 「こんなとき」具体例                               | 必要なもの                            | 期間           |
|------------------|--------------|--|----------------------------------|--------------|
| 本庁・支所が受付窓口です     | 加入するとき       | 20歳になったとき<br>(厚生年金の加入者は除く)               | ● 印鑑                             |              |
|                  | 加入しているとき     | 加入者の死亡                                   | ● 年金手帳 ● 印鑑など                    | 14日以内        |
|                  |              | 住所の変更(転入時)                               | ● 年金手帳 ● 印鑑                      |              |
|                  |              | 厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき              | ● 年金手帳 ● 印鑑<br>● 扶養抹消年月日がわかる書類など |              |
|                  |              | 会社など退職したとき                               | ● 年金手帳 ● 印鑑 ● 退職日のわかる書類          |              |
|                  | 年金を受けようとするとき | ● 年金手帳 ● 印鑑 ● 住民票<br>● 戸籍謄本など            | 受給対象になったとき                       |              |
|                  | 年金を受けているとき   | 引き続き年金を受けようとするとき<br>(住民票コードが確認できている人は不要) | ● 受給者現況届 ● 印鑑                    | 誕生日または指定された日 |
| 年金を受けていた人が死亡したとき |              | ● 国民年金証書 ● 印鑑 ● 戸籍謄本など                   | 14日以内                            |              |
| 住所・氏名の変更         |              | ● 国民年金証書 ● 印鑑など                          |                                  |              |

### ■ 保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を！

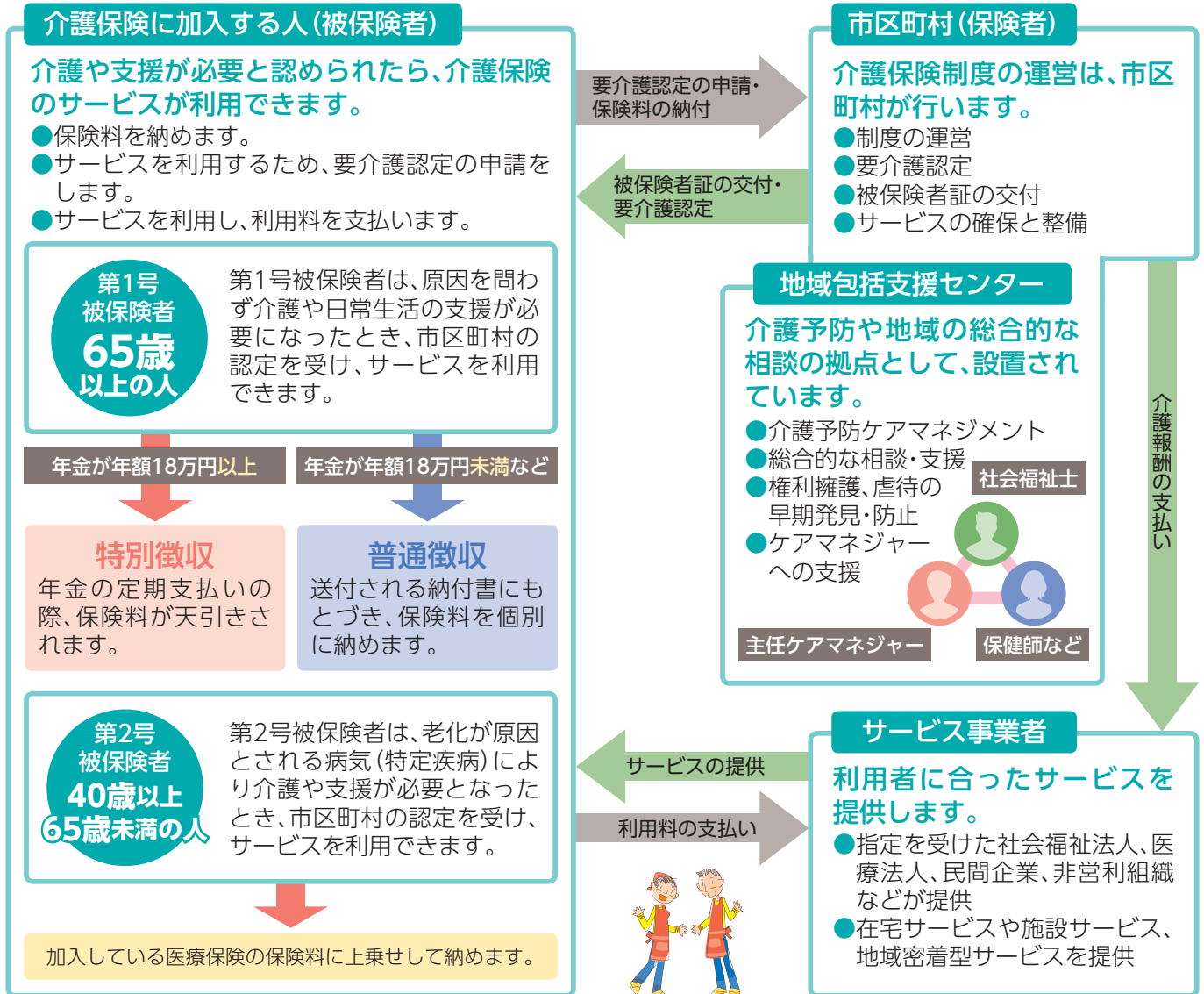
| 学生納付特例制度                      | 保険料納付猶予制度                        |
|-------------------------------|----------------------------------|
| 学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。 | 50歳未満の人については、保険料の納付を猶予する制度があります。 |

## 介護保険制度

☎ 高齢者支援課 ☎72-7325

### みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のおなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



福祉・健康

広告

**やさしさと介護をお届けします!!**

- 訪問介護事業所(ヘルパー派遣)
- 居宅介護支援事業所(ケアプラン作成)
- 障害福祉サービス事業
- ケアワーカー(家政婦)紹介事業

介護・福祉に関することなら何でもご相談下さい。

(ホームヘルパー・ケアマネージャー募集中)

**(有)サン・ケアワーク**

愛南町城辺甲1988-1  
(城辺商工会館3階)

☎(0895)72-5840

**愛ミング ケアセンター**

訪問介護事業所  
居宅介護支援事業所

主任ケアマネ配置事業所

電話 (0895)72-5705

愛南町御荘平城 658-1

利用者さん、ご家族  
訪問スタッフ、スタッフの家族  
みんなが「ほっ」とできる看護ステーション

**愛ほっと**  
訪問看護ステーション

愛南町城辺甲178-1  
TEL.0895-73-7277  
FAX.0895-73-7278  
Mail: ainan@ai-hot.jp(担当:中尾)

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

## 認定の申請



高齢者支援課または各支所に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

### 申請には以下のものがが必要です

- 要介護・要支援認定申請書
  - 介護保険被保険者証
  - 健康保険被保険者証 (第2号被保険者の場合)
- 申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がない場合は窓口にご相談ください。

## 調査と審査



### 訪問調査

認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。

### 主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

### 審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

## 認定結果



要介護度は8段階によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限がかわります。

介護サービス  
(介護給付)

居宅介護支援事業所に依頼

介護予防サービス  
(予防給付)

地域包括支援センターに依頼

介護予防・日常生活支援総合事業  
(地域支援事業)

地域包括支援センターに相談

広告

## 特別養護老人ホーム自在園

- 特別養護老人ホーム 自在園
- ユニット型特別養護老人ホーム 自在園
- 指定短期入所生活介護事業所 自在園
- ユニット型指定短期入所生活介護事業所 自在園
- デイサービスセンター 自在
- グループホームみしょうの里
- 指定居宅介護支援事業所 自在園
- 自在園太陽光発電所

## はまゆう乳幼児保育所

- はまゆう乳幼児保育所
- 通園(デイサービス)事業 おれんじくらぶ

社会福祉法人

## 御荘福祉施設協会



〒798-4405 愛媛県南宇和郡愛南町満倉2301番地1

TEL 0895-72-3111(代) FAX 0895-72-3115

E-mail:jizaien@ec5.technowave.ne.jp

http://m-fukushi.or.jp/

ワーク・ライフ・バランスを推進しています





介護保険サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。  
①～⑫は事前にケアマネジャーに相談、⑬～⑰は直接施設に相談となります。

## 自宅で受ける



### ①訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事、排泄の介助や、掃除、洗濯などの日常生活の援助を行います。

### ②訪問入浴介護

移動入浴車で家庭を訪問し、介護士と看護師が入浴の介助を行います。

### ③訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

### ④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います。

## 施設に通う



### ⑤通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通所して、食事・入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

### ⑥通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上の機能訓練などを日帰りで行います。

## 短期の入所



### ⑦短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

福祉施設等に短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。日常の「生活介護」と医療上のケアを含む「療養介護」があります。

## 介護環境を整える



### ⑧福祉用具貸与

日常生活の自立を援助するための福祉用具をレンタルするサービスです。器具により要介護度の設定があります。

### ⑨福祉用具購入

特定介護予防福祉用具を、指定された事業者から購入したときに購入費（上限あり）が支給されます。

### ⑩住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に改修費用（上限あり）が支給されます。改修前に申請が必要です。

## 施設サービス



### ⑪介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症で日常生活に常時介護が必要で、自宅での適切な介護が困難な人が入所します。

### ⑫介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護・介護・機能訓練を行い家庭への復帰を支援します。

### ⑬介護療養型医療施設

長期にわたる療養や介護が必要な人のための医療機関の病床で、医療・療養上の看護などを行います。

## 地域密着型サービス



住み慣れた地域での生活を続けるために地域の特性に応じたサービスを行います。サービスの内容や種類は、市区町村によって異なります。

### ⑭地域密着型通所介護

### ⑮認知症対応型通所介護

### ⑯小規模多機能型居宅介護

### ⑰認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

広 告

やさしくてしんせつな  
**(有)梅田介護サービス**



ヘルパーさん募集中

わきあいあいと仲良く  
仕事しましょう

〒798-4110 愛南町御荘平城2714

F兼 0895-73-1821

ひかり電話 089-573-9011



**(有)福岡メディカル**

介護用品・リース&販売・住宅改修  
(ベッド・車いす・紙おむつ他)

愛南町一本松3517

☎ 0120-090603



## 高齢者福祉

問 高齢者支援課 地域包括支援センター ☎72-7325

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、高齢者の状態に応じた介護サービスなど、さまざまなサービスを提供しています。

### 高齢者支援課 高齢者支援係

#### 生活支援

日常生活用具の給付、配食サービス、はり、きゅう、マッサージ等施術費助成、福祉タクシー助成、ねたきり老人等紙おむつ支給、ねたきり老人等介護慰労金支給、運転免許証自主返納支援、緊急通報システムの整備事業を行っています。

#### 生きがい支援

老人クラブ活動の支援などを行っています。

#### 施設入所

養護老人ホーム・高齢者住宅等への入所

### 地域包括支援センター

#### 総合相談支援

高齢者の介護、健康、暮らしにかかわる心配や相談、問題に対応します。

#### 介護予防支援

要支援者等を対象に介護予防ケアプランを作成します。

#### 権利擁護

高齢者の虐待に関する相談や金銭管理、成年後見人制度の紹介を行っています。

#### 包括的・継続的ケアマネジメント支援

適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

これからもこの街で暮らしていきたい



福祉・健康

## 障がい者福祉

問 保健福祉課 ☎72-1212 町民課 ☎72-7300

### 障がいのある人の福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの人等が対象のサービスです。手帳の取得については、保健福祉課へ。

#### 身体障害者手帳

身体の機能障害の種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

#### 療育手帳

知的な障がいがあり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障害程度の区分はA最重度からB軽度まで5段階の区分があります。

#### 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

#### こんな時は届け出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障害程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- 本人が死亡したとき

#### 各手当

障がいのある人および障がいのある児童を家庭で監護している人に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。 **問** 保健福祉課

#### 重度心身障害者医療費助成制度

重度心身障がい者が医療機関で受診した場合、医療費の自己負担分が助成されます。

(対象者) ①身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方 ②療育手帳A判定の交付を受けている方 ③身体障害者手帳3級～6級に該当し、療育手帳B(医)判定の交付を受けている方 **問** 町民課



以下の支給・サービスを受けるには申請が必要です。なお、自己負担は原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって負担上限額が決められています。

**身** 身体障害者手帳 **療** 療育手帳 **精** 精神障害者保健福祉手帳  
 ※各種手帳をお持ちでない人も、サービスを利用できる場合がありますので、ご相談ください。

| サービスの種類                     | 内容  |   | お持ちの手帳が対象となるサービス |   |   |                                |
|-----------------------------|---|---|------------------|---|---|--------------------------------|
| 補装具費の支給                     | 支給要件に該当する人に対して、補装具(補聴器、義足、義肢、車いすなど)の購入費または修理費の支給を行います。  |   | 身                |   |   |                                |
| 日常生活用具の給付                   | 支給要件に該当する人に対して、日常生活用具(聴覚障害者用通信装置、電気式たん吸引器、ストマ用装具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費))などの支給を行います。  |   | 身                | 療 | 精 |                                |
| 自立支援医療費(更生医療)の支給            | 支給要件に該当する人(18歳以上)が、その障がいを軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を支給します。  |   | 身                |   |   |                                |
| 自立支援医療費(精神通院医療)の支給          | 在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするため、通院医療費を支給します。   |   |                  |   |   |                                |
| 自立支援給付(障害福祉サービス)および地域生活支援事業 | 障がいのある人々が、障がいの種別(身体障がい・知的障がい・精神障がい)にかかわらず、必要とするサービスを利用できるよう、障がいの程度や社会活動、介護者や住居などの状況をふまえ、必要な支援を行います。   |   | 身                | 療 | 精 |                                |
|                             | 障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)  | 日中活動系サービス   |                  |   |   | 生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援など |
|                             |   | 居住系サービス   |                  |   |   | 施設入所支援・共同生活援助(グループホーム)など       |
|                             |   | 訪問系サービス   |                  |   |   | 居宅介護(ホームヘルプ)・重度訪問介護など          |
| 地域生活支援事業                    | 日中一時支援事業・移動支援事業・成年後見制度利用支援事業等・自動車運転免許の取得費および自動車改造費の助成など   |   |                  |   |   |                                |
| 障害児通所給付                     | <b>児童発達支援</b> ………小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。<br><b>放課後等デイサービス</b> …学校(幼稚園、大学除く)に就学中の障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。 |   |                  |   |   |                                |
| 相談支援事業                      | 地域相談支援  | 地域生活の準備のための外出への同行・入居支援を行います。                                | 身                | 療 | 精 |                                |
|                             | 地域定着支援<br>計画相談支援  | 障害福祉サービスを利用する際に相談支援専門員が相談に応じてサービス等利用計画を作成して、支給決定後の計画を見直します。 |                  |   |   |                                |
|                             | 障がい児相談支援  | 障害児通所支援等を利用する際に相談支援専門員が相談に応じて障害児支援利用計画を作成して、支給決定後の計画を見直します。 |                  |   |   |                                |
| 各種割引制度                      | 身体・精神障害者手帳および療育手帳の交付を受けている人は、バス運賃やNHKの受信料などの割引が受けられます。<br>※障がいの種類、程度によっては受けられる制度が異なります。   |   | 身                | 療 | 精 |                                |



福祉・健康

広告

# 社会福祉法人 共生福祉会

**共に輝く** 愛南町中川1410番地1 <http://ichigo-sato.com>

- 生活介護事業
- 施設入所支援事業
- 短期入所事業
- 特定相談支援事業
- 日中一時支援事業
- 障害者支援施設いちごの里
- 共同生活援助事業
- ケアホームすばる

TEL.0895-84-3346  
 FAX.0895-84-3433  
 メールアドレス info@ichigo-sato.com

各地域の公民館、集会所および保健センターで実施しています。日程は広報、回覧、防災無線、健康カレンダーでお知らせします。

| 健診項目                | 対象者  | 検査内容   |
|---------------------|--|--|
| 特定健診                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●40歳～74歳の国保加入者</li> <li>●後期高齢者医療加入者</li> <li>●30歳以上の生活保護を受けている人</li> <li>●30～39歳の人</li> </ul> | 身長・体重・腹囲・血圧測定、血液(脂質・肝機能・腎機能・尿酸・血糖)・尿検査、診察<br>※医師が必要と認めた場合は、貧血検査・心電図検査・眼底検査があります。<br>※集団健診と個別健診があります。 |
| 肝炎ウイルス検査            | 40歳以上の人  | 血液検査<br>(B型肝炎ウイルス検査)<br>(C型肝炎ウイルス検査)   |
| 大腸がん検診              | 40歳以上の人  | 検便(潜血反応)   |
| 胃がん検診               | 40歳以上の人  | 胃部X線撮影(バリウム)   |
| 肺がん検診               | 40歳以上の人  | 胸部X線撮影   |
| 前立腺がん検診             | 50歳以上の男性   | 血液検査(PSA)  |
| 子宮頸がん検診             | 20歳以上の女性   | 子宮頸部細胞診<br>※医療機関での個別検診も実施しています   |
| 乳がん検診<br>(マンモグラフィー) | 40歳以上の女性   | 乳房X線撮影(上下・左右の2方向をはさんで撮影)   |



*memo* ★★

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

高齢者のための保健事業

事業内容

|                 |  |
|-----------------|--|
| 健康教育            | 生活習慣病予防に関する健康・栄養・運動の講話および実習  |
| 健康相談            | 保健師や栄養士による健康・栄養・運動に関する相談   |
| 家庭訪問            | 保健師・栄養士による健康・栄養・運動などの訪問指導  |
| 食生活改善推進協議会      | 町内に4つの支部があり「食」を通じた活動を実施  |
| 健康推進員           | 健康について学習を行い、地域で健康づくりの活動を実施   |
| 高齢者のインフルエンザ予防接種 | 65歳以上の人および60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器などに重度の障がいがある人(身体障害者手帳1級相当)の希望者に対し無料で実施   |
| 高齢者の肺炎球菌予防接種    | 当該年度中に次の条件に当てはまる人で希望される方に対し自己負担4,000円で実施<br>ア.65歳の人<br>イ.60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器などに重度の障がいがある人(身体障害者手帳1級相当)<br>※H31年3月31日までの間、アの対象者については65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、90歳または100歳になる日の属する年度の初日から、当該年度の末日までの間にあるものとする。 |

精神保健事業

精神科医によるこころの健康相談を毎月2回予約制で実施しています。保健師による精神保健相談事業や訪問事業も随時行っています。  
メンタルヘルスや自殺予防の見守り体制充実のためこころの健康教育を開催しています。

その他

インフルエンザ予防接種補助事業

愛南町に住所のある6か月以上64歳以下の方で申請のあった方に対し、接種料金実費負担額のうち上限1,000円を補助しています。



memo





# 子育て・教育

## 子育て支援

問 保健福祉課 ☎72-1212 町民課 ☎72-7300

### 健診・手当など

#### ■妊婦・乳児健康診査

妊娠中に14回健康診査にかかる費用の一部補助を行っています。また、乳児(1歳未満)の間に医療機関で、前期・後期の2回健康診査が受診できます。

##### 受診には

- 妊婦一般健康診査受診券または乳児一般健康診査受診票に、必要事項を記入して、母子健康手帳を添えて医療機関の受付に提出してください。
- 県内の産婦人科・小児科医療機関で利用できます。(医療機関の受付におたずねください)
- 妊婦健診を県外の医療機関で受診をする方は、医療機関で健診費用を支払っていただき、所定の手続き後に口座振込となります。

問 保健福祉課

#### ■妊婦歯科健康診査

妊娠中の歯の健康管理はお母さん、赤ちゃんのどちらも大切です。妊娠中はホルモンバランスの変化などで、むし歯や歯周病が進みやすくなります。また、お母さんにむし歯があると、食事の口移しや食器からむし歯菌が赤ちゃんに移る可能性があります。歯科健診を受けて、母子ともに健康に過ごせるようにしましょう。

##### 費用

無料(妊娠中に1回のみ)

※治療が必要な場合、治療費は自己負担になります。

##### 受診方法

実施医療機関に電話予約し、書類を用意して受診してください。

問 保健福祉課

##### 必要な書類

- 母子健康手帳
- 妊婦歯科健康診査受診券
- 健康保険証

#### ■未熟児養育医療給付

原則として出生体重が2,000g以下で入院養育が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。

申請方法はお問い合わせください。

問 保健福祉課

#### ■児童手当

平成24年4月から、子ども手当制度は児童手当制度になり、同制度による手当が支給されます。

##### 支給対象

0歳～中学校卒業まで(15歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

| 対象年齢         |         | 手当の金額      |
|--------------|---------|------------|
| 0歳～3歳未満の児童   |         | 一律 15,000円 |
| 3歳～<br>小学校修了 | 第1子、第2子 | ※10,000円   |
|              | 第3子以降   | 15,000円    |
| 中学生          |         | 一律 10,000円 |

※18歳(高校卒業)までの児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

所得制限を超えた受給者 一律 5,000円(月額)

問 保健福祉課



子育て・教育

広告



小学生からの英語教育  
 中間・期末・実力テスト攻略  
 大学入試・SPI攻略  
 英検・TOEIC・数検対策  
 英会話・プログラミング  
 「勉強=楽しい」を教える塾

あいなん塾 

検索

ICT活用個人指導

**あいなん塾**

小学・中学・高校 0895-73-7288

## ■児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもや一定の障がいのある父母が、子どもを育てている場合に支給される手当です。支給には、所得やその他の制限があります。

### ⚠️ 手当が支給されない場合

支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者および児童が公的年金（老齢福祉年金を除く）を受けることができるなど手当が支給されない場合があります。

問 保健福祉課

## ■母子・寡婦福祉資金

母子家庭や寡婦の方が経済的に自立して、安定した生活を送るため、就学支度資金などの福祉資金の貸し付け相談を行っています（県事業）。

### 貸付の種類

- 修学資金（高校～大学）
- 事業開始資金
- 事業継続資金
- 技能習得資金
- 修業資金
- 就職支度資金
- 住宅資金
- 転宅資金
- 就学支度資金
- 結婚資金
- 生活資金
- 医療介護資金

問 保健福祉課

## ■母子家庭等自立支援給付金

母子・父子家庭の母・父の主体的な能力開発への支援のために、自立支援教育訓練費、高等職業訓練促進給付費、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定資格合格支援給付金があります。受講費用などの一部を支給します。事前申請が必要ですので、ご相談ください（県事業）。

問 保健福祉課

## ■母子家庭・父子家庭小口資金貸付制度

母子・父子家庭の母・父が小口の資金を緊急に必要とするときに一時的に貸付する制度です。  
貸付額：1回につき5万円以内（特別な場合に限り10万円以内）

利 子：無利子

問 保健福祉課

## ■乳幼児用紙おむつ券交付事業

平成29年4月1日以降に出生した乳幼児の保護者に対して、町内の協力していただける店舗で使える紙おむつ券を交付します。

### 交付内容

申請書等関係書類を提出し承認されると、乳幼児1人に対して50,000円を限度として交付されます。（8月から交付予定）

### 必要書類

申請関係書類、母子健康手帳、印鑑、身分証明書  
おむつ券の残数（転入時残数所有者）

問 保健福祉課

## ■子ども医療助成制度

0歳～満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの保護者（保護者は愛南町内に住所があること）を対象に、保険適用分の医療費が助成されます。（ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く）

問 町民課

## ■出産育児一時金

出産育児一時金は、**出産された方**が出産時に加入している健康保険から支給されます。

### 国民健康保険に加入されている方

出産一時金として40.4万円を支給します。（医療機関が産科医療補償制度に加入しているとプラス1.6万円）原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

問 町民課

### ⚠️ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

## ■出産子育て支援金交付制度

少子化対策の一環として出産を奨励するとともに、保護者の経済的負担の軽減、次代を担う子どもの健全な育成を目的として、出産子育て支援金を交付します。次の要件をすべて満たしている必要があります。

### 交付要件

- ① 新生児と保護者の住所が、新生児の出生から継続して1年以上愛南町にあること
- ② 保護者が新生児を養育していること
- ③ 保護者とその配偶者に町税等の滞納がないこと
- ④ 保護者とその配偶者が暴力団員でないこと
- ⑤ 保護者とその配偶者が生活保護を受給していないこと

### 対象者

平成28年4月1日以降に生まれた新生児の保護者

### 支援金の額

- 第1子 10万円
- 第2子 20万円
- 第3子以降 30万円

※ 新生児が満1歳を迎えた日の翌日時点で、18歳到達後最初の3月31日までの間にある戸籍上の子を数えます。

### 申請方法

- ① 新生児の出生から1年後、交付対象予定者に申請書等を町民課から送付します。
- ② 申請書に必要書類を添えて、新生児が満1歳を迎えた日の翌日から3か月以内に町民課へ提出してください。
- ③ 町民課にて申請内容を審査し、交付の適否を申請者に通知します。
- ④ ご希望の口座に支援金をお振り込みします。

### 手続きに必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 納税証明書
- ・ 戸籍謄抄本等（必要に応じて）
- ・ 児童が属する世帯全員の住民票（必要に応じて）
- ・ 希望振込先の通帳の写し

問 町民課

## ■ひとり親家庭等医療費の助成

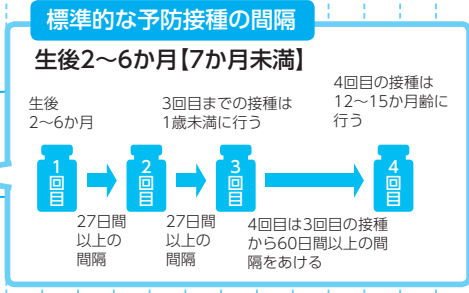
母子・父子家庭の母、父および児童、父母のいない児童とその児童を養育する者を対象に、健康保険適用分の医療費（医科・歯科・調剤など）が助成されます。所得制限があります。

問 町民課



予防接種は種類により受ける時期・回数などが定められています。下記の表を参考に、接種スケジュールをたてて、受け忘れないようにしましょう。(このほかにも、任意で行う予防接種があります)

| 種類                           | 月 齢   | 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 歳              |
|------------------------------|---|--|
| Hib(ヒブ)                      | 2月～60月(5歳)に至るまで(接種回数は開始月齢により異なる)<br>① ② ③ →③から7か月後～13か月後までに→ 追加④          |  |
| 小児用肺炎球菌                      | 2月～60月(5歳)に至るまで(接種回数は開始月齢により異なる)<br>① ② ③ →③から60日以上あけて1歳以上→ 追加(1歳～1歳3か月)④ |  |
| B型肝炎<br>(母子感染予防を除く)          | 12月(1歳)に至るまで計3回接種<br>① →② →③3回目は第1回から139日以上<br>27日以上                      |  |
| 水痘                           | 12月～36月に至るまで計2回接種<br>生後12月～15月 ① →②6月～12月の間隔                              |  |
| BCG(結核)                      | 12月(1歳)に<br>至るまでの間に1回   |  |
| 4種混合<br>(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) | 3月～90月(7歳6か月)に至るまで計4回接種(1回目は1歳<br>までに受けましょう) ① ② ③ →③から1年後→ 追加④           |  |
| 2種混合<br>ジフテリア・破傷風            |   | 11歳～13歳未満に1回接種   |
| 麻しん風しん(MR)                   |   | 1期 生後12月～24月に 至るまで<br>2期 小学校入学前の 1年間に1回  |
| 日本脳炎                         | 平成19年 4月2日以降生   | 1期 3歳～7歳6か月に至るまで<br>① ② 追加<br>2期 9歳～13歳未満<br>※平成19年4月2日～平成21年10月1日生の者は9歳～13歳未満でも第1期の接種可能 |
|                              | 平成7年4月2日～平成19年4月1日生(特別措置)   | 全4回のうち残りの回数の、未接種分を20歳未満まで接種できます。<br>詳しくは保健福祉課へお問い合わせください。                                |
| 子宮頸がん予防(※)                   |   | 中学1年生～高校1年生に<br>相当する女子で3回 ① ② ③  |



子育て・教育



※子宮頸がん予防ワクチンの接種は積極的には推奨していません。接種する場合はリスクと有効性をよく理解した上で受けてください。

## ■対象

乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診・5歳児健診  
 ※対象児には、1か月前に個別に通知します。

## ■受診方法

- お子さんの対象となる健診をご確認ください。
- 都合が悪い時は別の日程を紹介しますのでご連絡ください。

| 種類          | 内容                                 | 持ち物                               |
|-------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| 乳児(5~7か月)健診 | 内科診察・身体計測・保健相談・栄養相談・歯科相談・発達相談      | 母子健康手帳・問診票・バスタオル・おむつ・着替え・必要な方はミルク |
| 1歳6か月児健診    | 内科診察・歯科診察・身体計測・保健相談・栄養相談・歯科相談・発達相談 | 母子健康手帳・問診票                        |
| 3歳児健診       | 内科診察・歯科診察・身体計測・保健相談・栄養相談・歯科相談・発達相談 | 母子健康手帳・問診票・目、耳に関するアンケート           |
| 5歳児健診       | 内科診察・歯科診察・身体計測・保健相談・栄養相談・歯科相談・発達相談 | 母子健康手帳・問診票                        |

## 育児相談



毎月町内5か所で育児相談を実施しています。身体計測や個別相談、親子の触れ合い遊びなどを通して、ゆとりある子育てを応援します。

予約の必要はありません。日程については広報、町のHPに掲載しています。

子育て・教育



*memo* ★★

---

---

---

---

---

---

---

---

保育所の入所について

■対象者

小学校就学前までの乳幼児で、保護者および同居の親族などが家庭で保育できない場合に入所することが出来ます。

■保育料

原則として父母の前年度の市町村民税の額により決定します。

■入所申込

新年度(4月)からの入所

11月ごろにホームページや広報などでお知らせします。

年度途中の途中入所

保健福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

| 公 私 | 保育所名       | 住 所        | 連絡先     | 定 員 | 受入年齢           | 保育時間<br>(平日・土曜) | 延長保育<br>(平日) |
|-----|------------|------------|---------|-----|----------------|-----------------|--------------|
| 公 立 | 柏保育所       | 柏617       | 85-0058 | 30  | 1歳～5歳          | 7:30～18:30      | 19:00まで      |
|     | 家串保育所      | 家串1267     | 85-0507 | 20  | 1歳～5歳          |                 |              |
|     | 長崎保育所      | 御荘平城360    | 73-0032 | 30  | 1歳～5歳          |                 |              |
|     | 御荘保育所      | 御荘平城2510-2 | 72-0598 | 140 | 0歳(2カ月)～5歳     |                 | 19:00まで      |
|     | 長月保育所      | 御荘長月645    | 72-4001 | 20  | 1歳～5歳          |                 |              |
|     | 城辺保育所      | 城辺甲2491    | 72-0796 | 150 | 0歳(2カ月)～5歳     |                 | 19:00まで      |
|     | 緑保育所       | 緑乙1514     | 72-0897 | 30  | 1歳～5歳          |                 |              |
|     | 一本松保育所     | 広見3321-1   | 84-2128 | 90  | 1歳～5歳          |                 | 19:00まで      |
| 私 立 | はまゆう乳幼児保育所 | 御荘平城5272   | 72-4328 | 60  | 0歳(2カ月)～2歳     | 7:00～18:00      | 19:00まで      |
|     | 船越保育園      | 船越832      | 82-1401 | 30  | 0歳(離乳出来てから)～5歳 |                 |              |



子育て・教育

幼稚園の入園について

■対象者

3歳以上から小学校就学前までの児童で、幼児教育を受けたい場合に入園することが出来ます。

■保育料

原則として父母の前年度の市町村民税の額により決定します。

■入所申込

新年度(4月)からの入所

11月ごろにホームページや広報などでお知らせします。

年度途中の途中入所

保健福祉課子育て支援係までお問い合わせください。

| 公 立 | 幼稚園名    | 住 所   | 連絡先     | 定 員 | 受入年齢  | 教育時間<br>(平日) | 預かり保育<br>(平日) |
|-----|---------|-------|---------|-----|-------|--------------|---------------|
| 公立  | あいなん幼稚園 | 深浦3-1 | 72-0836 | 105 | 3歳～5歳 | 8:30～14:30   | 16:30まで       |





## 特別保育等

|           | 内容  | 対象者                         | 場所／実施日・時間   | 料金   |
|-----------|---|-----------------------------|---|--|
| 延長保育      | 保護者の就労等の事情で通常の保育時間を延長してほしい時に、時間を延長して保育を行います。                            | 保育所入所中の児童                   | 【公立保育所】<br>柏保育所・御荘保育所<br>城辺保育所・一本松保育所<br>【私立保育所】<br>はまゆう乳幼児保育所<br><br>【平日】<br>保育終了時間～19:00まで  | 1時間につき 100円<br>生活保護世帯：無料   |
| 一時預かり     | 保護者が幼稚園の通常の教育時間の延長を希望する時や幼稚園の長期休業中にもお子さんをお預かりして教育活動を行います。               | 幼稚園入園中の児童                   | あいなん幼稚園<br>☎72-0836<br><br>【平日】14:30～16:30<br>(春・夏・冬休み期間中)<br>【平日】9:00～16:00  | 1時間につき 100円<br>生活保護世帯：無料   |
| 一時保育      | 保護者の傷病、入院、就労等で児童を保育できない時に一時的に保育を行います。またリフレッシュなどの理由でも利用できます。<br>(月15回以内) | 満1歳から小学校就学前までの保育所に入所していない児童 | 緑保育所<br>☎72-0897<br><br>【平日】8:30～16:30<br>【土曜日】8:30～12:30   | 1日 1,500円<br>半日 900円<br>生活保護世帯：無料<br>※給食を取らない場合は250円を減額  |
| 病児保育      | 保護者の就労等で病気(通院可能な程度の病気)のお子さんを自宅で保育できない時に保護者にかわって病気のお子さんを保育します。           | 生後3か月の乳児から小学校6年生までの児童       | テレサルーム(岡沢クリニック)<br>☎73-7522<br><br>【平日】8:30～17:30<br>【土曜日】8:30～17:30<br>第1・3土曜日、お盆は休み   | 【町内利用者】<br>住民税課税世帯<br>1日 2,000円<br>住民税非課税世帯<br>1日 1,000円<br>【町外利用者】<br>1日 4,000円<br>※半日：1日料金の半額<br>生活保護世帯：無料 |
| 地域子育て支援拠点 | 子育てに関する相談や講習、子育て親子の交流を深めるためサークル活動等を行います。                                | 3歳までの保育所に入所していない児童とその保護者    | どんぐりの会(はまゆう乳幼児保育所)<br>☎72-4328<br><br>【平日】8:00～17:00<br><br>こあら(御荘保育所)<br>☎72-0598<br><br>【平日】8:30～17:15<br><br>こぶたの広場(こぶたのお家)<br>☎73-7321<br><br>【平日・第1日曜日】<br>10:00～16:00 | 無料   |

詳しくは実施施設にお問い合わせください。(平日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日を除いた日)

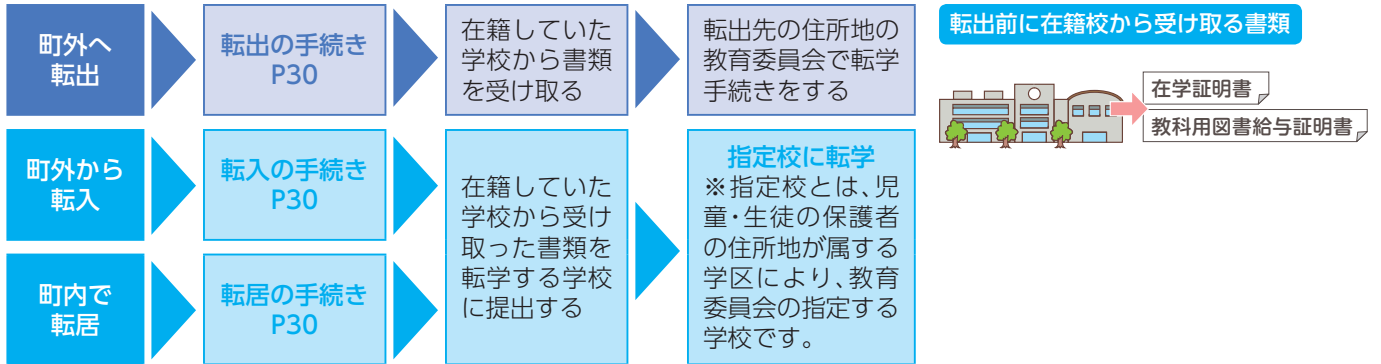


小・中学校に関する手続き

問 学校教育課 ☎72-1113

町内に住所がある児童・生徒は教育委員会が指定する小・中学校に入学していただきます。新入学予定の保護者に対し、入学する年の1月末日までに「就学通知書」をお送りします。

■引越した時の手続きの流れ



●指定校以外の学校に就学したいとき

愛南町校区外通学許可基準に基づき、保護者が就学指定校変更の申立をすることができます。詳しくは教育委員会へお問い合わせください。

●就学費用のことで困っているとき

経済的な理由で就学が困難と認められる児童・生徒の保護者の方へ、世帯の収入額に応じ学用品費・給食費などの一部を援助しますので各学校にご相談下さい。

●お子さんの心身状態に不安があるとき

発達の遅れや障がいのある児童・生徒について、就学に関する教育相談を随時行っています。



子育て・教育

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

問 保健福祉課 ☎72-1212

保護者が労働などで昼間家庭にいない小学校1年生から3年生までの児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。

■放課後児童クラブ一覧

| 児童クラブの名称       | 実施場所   | 問い合わせ先   | 備考 |
|----------------|--------|----------|----|
| 平城小学校放課後児童クラブ  | 平城小学校  | ☎72-6012 |    |
| 城辺小学校放課後児童クラブ  | 城辺小学校  | ☎72-6014 |    |
| 一本松小学校放課後児童クラブ | 一本松小学校 | ☎84-1231 |    |

※定員人数や入会条件など詳しくは、保健福祉課が各児童クラブへお気軽にお問い合わせください。

夏休み子ども教室

問 生涯学習課 ☎73-1112

■事業概要

就労等の事情により保護者が昼間家庭にいない町内の小学生第1学年から第3学年までの児童を対象に、夏休みの期間中、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の安心安全な居場所を作るとともに、保護者の就労支援を行います。

教室の名称: 夏休み子ども教室

実施場所: 御荘夢創造館(愛南町御荘平城1911番地)

実施期間: 小学校の夏休み期間中(日・祝日および8月13日~16日は除く)  
8:30から18:30まで

対象者: 町内の小学校に通う第1学年~第3学年までの児童(定員15名)



## ごみ

問 環境衛生課 ☎72-7316

ごみは、ルールを守って出しましょう。

### 町が収集するごみ

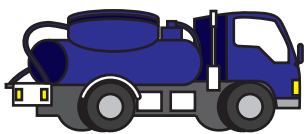
| ごみ袋       | 一般家庭ごみ        | 注意点   |  |
|-----------|---------------|---|--|
| ごみの分別・出し方 | <b>可燃ごみ</b>   | 生ごみ/シャンプー/洗剤容器/マヨネーズ/ケチャップ/油の容器/使い捨てライター/衣類/靴/ビデオテープ/CD/DVD/紙オムツ/プラスチック類/飲料用紙パック/カップ麺容器/たまごのパック/トレイ/発泡スチロール | ・生ごみは、必ず水を切ってください。<br>・ライターは、使い切ってください。                |
|           | <b>びん・缶</b>   | ビール缶/ジュース缶、缶詰/菓子缶/スプレー缶/カセットボンベ/びん類(多種)   | ・スプレー缶、カセットボンベは使い切り、必ず穴をあけて出してください。<br>・袋を二重にしないでください。 |
|           | <b>ペットボトル</b> | ペットボトル(ペットボトルマークの付いたものに限る)  | ・中を洗って出してください。<br>・はずしたキャップは、可燃ごみで出してください。             |
|           | <b>不燃物</b>    | 陶器類/ガラス類/刃物/小型家電(ドライヤー、トースター、電卓、掃除機 など)<br>※小型家電は、本庁、各支所でも引取りしています。   | ・割れたガラス、刃物などの危険物は、紙に包んで出してください。<br>・袋を二重にしないでください。     |

ごみは、ごみ収集日の朝に、またごみ収集日の7:00までに各ごみステーションへ出しましょう。

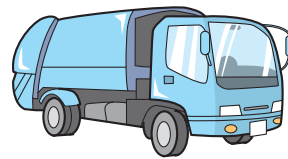
|             |   |
|-------------|---|
| <b>粗大ごみ</b> | 直接搬入 料金:50円/10kg【要予約】(愛南町環境衛生センター ☎72-6955)<br>搬入日時 月曜日～土曜日9:00～15:00(1月1日～1月3日および11月3日を除く) |
|             | 許可業者(2社)による収集 (料金は業者に問合せ)<br>(有)凝地 ☎(0895)73-0159<br>(有)滝野産業 ☎(0895)72-0214                 |

宇和島地区広域事務組合環境センターへ持ち込む場合は、環境センターへ直接問合せ願います。  
宇和島地区広域事務組合環境センター ☎0895-49-5040

## Clean Keeper クリーンな環境へのお手伝い



し尿収集運搬  
浄化槽清掃  
浄化槽保守点検管理



一般廃棄物収集運搬  
産業廃棄物収集運搬

愛媛県南宇和郡愛南町城辺乙1265-1

有限会社 **滝野産業**

TEL(0895)72-0214  
FAX(0895)72-2238

## 町では収集できないごみ

|          |   |  |
|----------|---|--|
| 処理できないごみ | 自動車、バイク/タイヤ/農業用資材/漁業用資材/バッテリー/ボイラー/電気<br>温水器/土、汚泥、土砂/スプリングマットレス/建築廃材/瓦/消火器/多量ご<br>み/農薬/医療系廃棄物/流し台 | 販売店に引き取ってもらうか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼し、処理をしてください。   |
|          | 家電リサイクル対象機器<br>テレビ/エアコン/洗濯機/洗濯乾燥機/冷蔵庫/冷凍庫   | 家電リサイクル法により愛南町では処理が出来ません。詳しくは、家電小売店へ問合せください。 |

### 環境衛生センターへ直接搬入できる無料ごみ

新聞/雑誌/ダンボール/蛍光灯/電球/乾電池

新聞、雑誌、チラシ、ダンボール(紐等で十文字に縛る)および乾電池は各地区の収集場所に出すか、直接持ち込みしてください。  
蛍光灯、電球などは、購入店で引き取ってもらうか、直接持ち込みしてください。

### 各地区の収集日

| ブ<br>ロ<br>ック | 収集地区  | 可燃ごみ  | びん・缶<br>第1 | ペットボトル<br>第2 | 不燃物<br>第3 |
|--------------|---|-------|------------|--------------|-----------|
| ①            | 長月/永の岡/和口第1・2/馬場/上町/本町/寺新町/栄町/貝塚/八幡野                    | 月・水・金 | 火曜日        | 火曜日          | 火曜日       |
| ②            | 菊川/平山/長洲/長崎/節崎/馬瀬/深泥/防城成川/赤水/高畑/尻貝/<br>中浦/灘前/檜ノ浦/左右水/猿鳴 | 月・水・金 | 木曜日        | 木曜日          | 木曜日       |
| ③            | 僧都/山出/梶郷/西柳/緑/太場/土居/三島/蓮乗寺/深浦/垣内/岩水/<br>敦盛/柿ノ浦/大浜/中玉/脇本 | 火・木・土 | 月曜日        | 月曜日          | 月曜日       |
| ④            | 豊田/石井手/神越/中谷/鼻/下長野/伊勢町                                  | 火・木・土 | 水曜日        | 水曜日          | 水曜日       |
| ⑤            | 矢の町/中町/北裡/後/清水/沖/中原/松本/久保/鳥越/古月/鋪越/<br>日土/久良            | 火・木・土 | 金曜日        | 金曜日          | 金曜日       |
| ⑥            | 一本松全域   | 月・水・金 | 木曜日        | 木曜日          | 木曜日       |
| ⑦            | 内海全域  | 火・木・土 | 水曜日        | 水曜日          | 水曜日       |
| ⑧            | 西海全域  | 月・水・金 | 火曜日        | 火曜日          | 火曜日       |

1月1日～1月3日および11月3日は、ごみの収集をしません。

この日に当たるブロックの資源ごみは、1週ずつずれての収集になりますので、曜日、日付を確認のうえ出してください。

#### ごみの分別のお問い合わせ

愛南町環境衛生課 ☎0895-72-7316

愛南町環境衛生センター ☎0895-72-6955

広 告

**株式会社ネクステージ愛南**  
愛南町ゴミ収集運搬等委託業務受託会社

愛南町城辺甲2919 TEL.0895-73-7007 FAX.0895-73-7008



生活・環境

水道を使い始めたり止めたりするときは、届け出が必要です。

水道の利用開始と中止



引っ越しが決まったら…

転入、町内転居の場合



閉栓届の提出  
【必要なもの】  
・印鑑  
・手数料(1,400円)

町内外への転出、転居の場合



閉栓届の提出  
【必要なもの】  
・印鑑



引っ越しの日の1週間前を目安に、下記取扱窓口にて提出してください。  
(土・日・祝祭日を除く)

☎ 町役場本庁・支所

⚠ 届け出を行わずに無断で使用された場合、停水処分となることがあります。

⚠ 届け出を行わずに転出・転居された場合、その後の使用量の負担が生じる場合があります。

水道料金について

水道料金は、メーターから計算した使用量に基づいて算定します。

- 検針をする1か月の間に水道の使用を開始、または止めたときは、基本料金にその使用量に応じた超過料金を加算した額を請求します。
- 水道料金を指定納期限内にお支払い頂けない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

【支払い方法】

料金の請求は、1か月に1回となっています。  
右記取扱窓口にてお支払いください。

- 1 町役場本庁・支所
- 2 取扱金融機関

えひめ南農協・伊予銀行・愛媛銀行・四国銀行・高知銀行・宇和島信用金庫・愛媛県信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

料金の支払いは、便利な

「口座振替」がおすすめです！

金融機関または郵便局にてお申し込みください。  
お支払日は毎月21日です。  
必要なもの：領収書、通帳、届出印鑑

自分でできる漏水の確認方法

まず敷地内にある水道の蛇口をすべて閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマークを調べ、少しでも回っていたらどこかで水が漏れていることになります。



すぐに愛南町指定の水道業者へ修理を依頼してください。

広告

住宅リフォーム、水道工事、電気工事、ボイラ、浄化槽工事  
農・水産設備工事、建築工事、設備メンテナンス 他



“住宅・産業設備工事から建物メンテまで”

伊予設備 株式会社

愛南町御荘長洲1345-4

TEL.0895-72-5557 FAX.0895-72-5335

※諸々の修理も、承ります。

業務内容

- 浄化槽維持管理
- 一般し尿汲み取り運搬
- 排水管高圧洗浄
- 管内カメラ調査
- 災害対応型浄水器販売

(有)尾崎商店

〒798-4110

南宇和郡愛南町御荘平城4190

☎ 73-0888

きれいな水で快適な暮らしを。

愛南町では、生活排水の適正な処理を促進し、住民の生活環境の向上および公共水域の水質の保全に資することを目的に、農・漁業集落排水施設整備事業および町営浄化槽整備推進事業を実施しています。

集落排水施設整備事業

集落排水整備区域

広見、御在所、和口(農業集落排水)  
平簀、家串、油袋、魚神山、網代(漁業集落排水)

こんな場合は手続きを

集落排水整備区域で次のような場合には印鑑を準備して、届け出の手続きをしてください。

- ・転入、転出をされるとき  
(上水道の手続きとは異なります)
- ・使用者や所有者が変わるとき

町営浄化槽整備推進事業

町営浄化槽整備区域

集落排水整備区域を除く町内全域

事業の概要

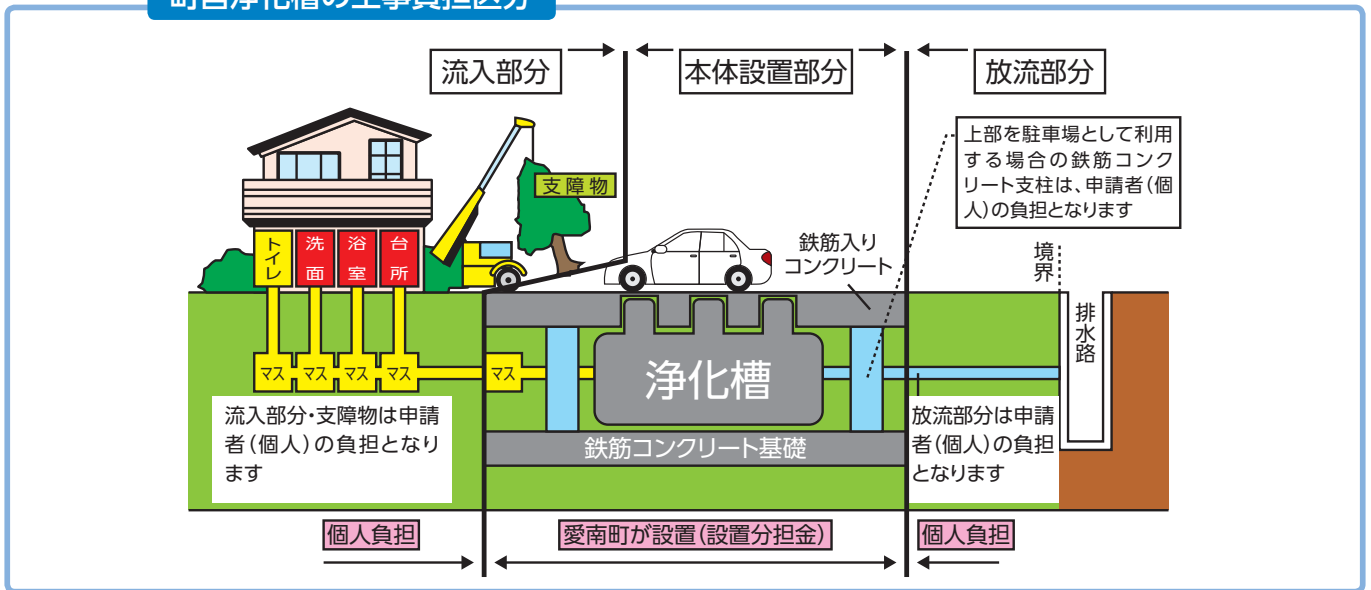
本事業は町営の事業ですが、町と契約した株式会社愛南SPCが、町に代わって業務を行うPFI方式を導入しています。

PFI方式とは、民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用して、浄化槽の設置、維持管理および使用料徴収業務を町の財政負担の軽減と住民サービスの向上を図りながら効率的に実施するものです。

町営浄化槽に関する問合せ

(株)愛南SPC (☎72-2088)

町営浄化槽の工事負担区分



生活・環境

広告

電気・給排水・浄化槽設備工事  
知事登録(般-27)第15870号

**(株)愛南設備**  
代表取締役 西崎 良文

愛南町御荘平城659  
(南レクサンパール グランド前)

**TEL 0895-73-1269**  
**FAX 0895-73-0848**






広告

- トイレ汲み取り
- 浄化槽清掃・管理
- 排水管つまり等もご相談ください

**豊・衛生の(有)高平屋**  
県知事登録 28-第309号

愛南町城辺甲3957  
**TEL.0895-72-1448**

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届け出、登録事項変更の届け出は必ず行ってください。

| 犬を飼ったら   | 予防接種  | 犬が死亡したら   |
|--|---|---|
| <p><b>登録は犬の生涯に一度です</b><br/>生後90日を経過した日から</p>  | <p><b>年に1回</b><br/>(3月2日～翌年3月1日まで)<br/>予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。</p>  |  |
| <b>手続きができる場所</b>   |   |   |
| <p>1 愛南町役場・各支所<br/>2 狂犬病予防集合注射会場(毎年5月実施)<br/>3 お近くの動物病院若しくは獣医師様<br/>※県内の機関のみ登録および済票の発行ができます。</p>                               | <p>1 狂犬病予防注射済票の交付には狂犬病予防注射済証明書が必要です。</p>  | <p>愛南町役場・各支所</p>  |
| <p>登録を申請</p>   | <p>鑑札の交付</p>  | <p>狂犬病予防注射</p>  |
| <p>登録手数料 3,000円</p>  | <p>狂犬病予防注射済票交付の手続き</p>  | <p>狂犬病予防注射済票交付手数料 550円</p>  |
|  |   | <p>死亡届出書を提出</p>   |
|  |   | <p>必要なもの 鑑札・注射済票</p>  |
| <p>飼い主が変わった・引っ越した<br/>登録事項の変更届出書を提出</p>  |   |   |
| <p>● 愛南町に引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。<br/>● 犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。</p>  |   |   |

## 建物・土地・景観

### 〈新築・増改築・移転するとき〉

都市計画区域内で床面積10㎡を越える建物を新築、増改築・移転する場合は確認申請書が必要です。なお、都市計画区域外でも建物用途や構造、規模によっては、届け出の提出が必要です。

### 〈建物を解体するとき〉

床面積が80㎡以上の建物を解体する場合は、工事を始める7日前までに届け出が必要です。なお、木造の空き家で町が認定した危険家屋の場合、解体費用の一部が補助されます。

### 〈土地を造成するとき〉

町内の一部に指定されている宅地造成工事規制区域内で宅地を造成する場合、県知事の許可や届け出が必要となることがあります。

### 〈景観を守るために〉

町内で景観に影響を与える恐れのある届出対象行為※を行う場合は、町への届け出が必要です。  
※届出対象行為とは、大規模な建物の建築や土石の採取等のことです。

### 〈土地取引をするとき〉

次の面積以上の土地取引(売買など)を行う場合は、契約締結後2週間以内に町への届け出が必要です。

- ・都市計画区域…………… 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外…………… 10,000㎡以上

### 〈屋外広告物を表示・設置するとき〉

町内に屋外広告物(看板など)を表示または設置するときは、自己の所有する土地や建物でも、「屋外広告物法」や「愛媛県屋外広告物条例」などの規定により、町の許可が必要です。

memo

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# ケーブルテレビ、インターネット

愛南町では町の情報化に関する問題を解決するため、町内全域に光ファイバーケーブルを敷設して、次の4つのサービスが利用できる環境を整えています。各種サービスのお申込みや変更・廃止につきましては、次の窓口でお手続きをお願いします。

## ご利用いただけるサービス

1

音声告知放送(無料)

2

ケーブルテレビ(有料)

3

ひかり電話(有料)

4

光インターネット(有料)

## 新規加入や町内で移転するときは

→愛南町役場総務課  
〒798-4196 愛南町城辺甲2420番地  
【☎:0895-72-1211】  
受付時間 平日8:30~17:15

## 町外へ移転するときは

### 1.サービスの廃止手続きをお願いします

(1) ひかり電話、光インターネットの廃止は  
→NTT西日本四国116センター  
【☎:0120-116-116】  
受付時間 平日9:00~17:00

(2) ケーブルテレビの廃止は  
→愛媛CATV愛南局【☎:0895-72-0033】  
受付時間 平日・土曜9:00~18:00

愛媛CATV本社【☎:089-904-2220】  
受付時間 平日8:00~21:00  
土・日曜 8:00~18:00

### 2.屋内機器や屋外配線の撤去は

→愛南町役場総務課  
〒798-4196 愛南町城辺甲2420番地  
【☎:0895-72-1211】  
受付時間 平日8:30~17:15

## サービス内容を変更するときは

### 1.ひかり電話、光インターネットのサービス内容を変更する場合

→NTT西日本四国116センター  
【☎:0120-116-116】  
受付時間 平日9:00~17:00

### 2.ケーブルテレビのサービス内容を変更する場合

→愛媛CATV愛南局【☎:0895-72-0033】  
受付時間 平日・土曜9:00~18:00

愛媛CATV本社【☎:089-904-2220】  
受付時間 平日8:00~21:00  
土・日曜 8:00~18:00

## 故障対応窓口

### 1.告知端末機の故障は

→愛南町役場総務課【☎:0895-72-1211】  
受付時間 平日8:30~17:15

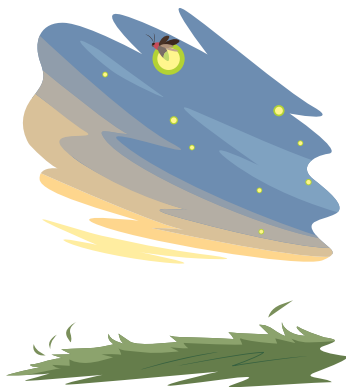
### 2.ひかり電話、光インターネットの故障は

→NTT西日本IPカスタマーサポート  
【☎:0120-248-995】  
受付時間 24時間受付(一部時間帯は録音受付による対応)  
※故障修理などの対応は9:00~17:00

### 3.ケーブルテレビの故障は

→愛媛CATV愛南局【☎:0895-72-0033】  
受付時間 平日・土曜9:00~18:00

愛媛CATV本社【☎:089-904-2220】  
受付時間 平日8:00~21:00  
土・日曜 8:00~18:00



生活・環境





# 相談・自治会

## 各種相談

| 相談の種別   | 内容   | 窓口                  |
|---------|--|---------------------|
| 行政相談    | 行政相談員が、国に対する要望などを随時受け付け、担当機関に取り次いで解決を図ります。町の行政に対する要望なども受け付けています。 | 総務課 ☎72-1211        |
| 納税相談    | 納税に関する相談を受け付けます。   | 税務課 ☎72-7301        |
| 人権相談    | 人権の侵害や差別で困ったとき、人権擁護委員などが月に1回指定日に相談に応じます。                         | 町民課 ☎72-7300        |
| 高齢者総合相談 | 高齢者が、生活していくうえで困ったことなどがあったときの相談に応じます。                             | 地域包括支援センター ☎72-7325 |
| 消費生活相談  | 消費生活や多重債務に関する相談を受け付けます。  | 商工観光課 ☎72-1405      |

## あなたも自治会へ

一日も早く地域に親しんでいただき、町政や地域の情報を確実に入手していただくため、自治会に加入しましょう。

### 自治会ではふれあいを通して住みよいまちづくり活動を行っています

- ・身近な場所の環境美化活動
- ・地域住民との交流や親睦を深めるためのコミュニティ事業の開催など



相談・自治会

*memo* ★★

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

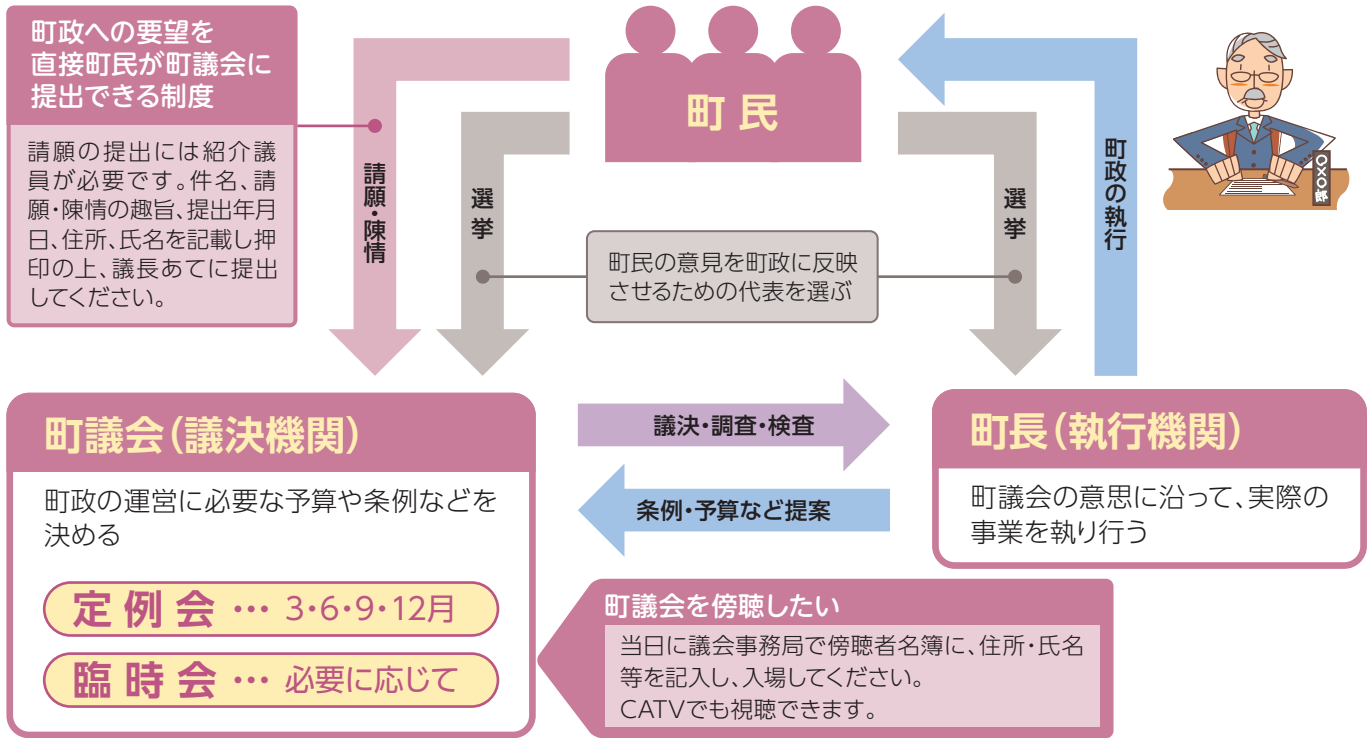


# 議会・選挙

## 町議会のしくみ

☎ 議会事務局 ☎72-7320

町議会と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。



## 選挙権

☎ 町選挙管理委員会 ☎72-1211

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている人が投票できます。

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p><b>選挙権を持つ対象者</b></p> <p>選挙人名簿には、次の要件を満たしている人が登録されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 満18歳以上の日本国民</li> <li>● 転入の届出をした日から引き続き3か月以上、住民基本台帳に登録されていること。</li> </ul> | <p>登録の時期は、次のとおりです。</p> <p><b>定時登録</b><br/>毎年3・6・9・12月(登録月)の原則1日に定期的に行われます。</p> <p><b>選挙時登録</b><br/>選挙の都度、基準日および登録日を定めて登録します。</p> | <p><b>選挙の管理・執行・種類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>国政選挙</b><br/>衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙</li> <li>● <b>地方選挙</b><br/>県知事選挙・県議会議員選挙・町長選挙・町議会議員選挙</li> <li>● <b>その他の選挙</b><br/>海区漁業調整委員会委員選挙・各種土地改良区総代選挙</li> </ul> |
|---|--|---|

## こんな投票もできます

| 投票の種類 | 対象者                                 | 投票場所            | 備考  |
|-------|-------------------------------------|-----------------|---|
| 期日前投票 | 仕事や用事で投票日に投票所に行けない人                 | 選挙人の住所地にある本庁や支所 | どこの期日前投票所でも利用できます。  |
| 不在者投票 | 入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない人 | 他の市区町村や指定病院など   | 郵送等に時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。                     |
| 郵便投票  | 「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をお持ちの人  | 自宅              | 障がいの種別や程度によって異なります。この制度を利用される場合は、「郵便投票証明書」が必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。 |



議会・選挙



# 補助・助成

愛南町では、町民のみなさまが安心して快適な日常生活を営み、社会や文化など、あらゆる分野に参加することができるよう各種事業を行っています。

|     | 名称               | 内容   | 窓口   |
|-----|------------------|--|--|
| 子ども | 出産子育て支援金         | 平成28年4月1日以降に生まれた新生児の保護者で、交付要件を満たしている方を対象に、出産子育て支援金を交付します。  | 町民課 保険医療係<br>[本庁1階]<br>☎72-7300                                |
|     | 乳幼児用紙おむつ券        | 平成29年4月1日以降に出生した乳幼児の保護者を対象に、申請により、承認されると乳幼児1人に対して1,000円券を50枚綴りとした紙おむつ券を交付します。  | 保健福祉課子育て支援係<br>[本庁1階]<br>☎72-1212                              |
|     | 児童手当             | 3歳未満の子ども一人につき月額1万5千円支給します。第1子・第2子の3歳以上小学校修了までの子ども一人につき月額1万円、第3子以降は一人につき月額1万5千円を支給します。また、小学校修了後中学校修了までの子ども一人につき月額1万円を支給します。所得制限を超えた受給者は、子ども一人につき、一律5千円を支給します。 | 保健福祉課子育て支援係<br>[本庁1階]<br>☎72-1212                              |
|     | 保育所遠距離通所補助       | 町内の保育所に遠距離通所をする保育所入所児童の保護者の負担の軽減を図るため、住所地から最も近い保育所までの通所の距離が片道10km以上ある児童の世帯に対して、1世帯あたり1カ月1万円を補助します。   | 保健福祉課 子育て支援係<br>[本庁1階]<br>☎72-1212                             |
|     | 子ども医療費助成         | 出生から中学校3年生(15歳到達後最初の3月末)までの子どもが医療機関で受診(外来・入院とも)した場合に、医療費の自己負担分を助成します。  | 町民課 保険医療係<br>[本庁1階]<br>☎72-7300                                |
|     | ひとり親家庭医療費助成      | 20歳未満の児童を監護している所得税非課税のひとり親家庭を対象に医療費の自己負担分を助成します。   | 町民課 保険医療係<br>[本庁1階]<br>☎72-7300                                |
|     | 南宇和高等学校遠距離通学補助   | 町内に住所があり、愛媛県立南宇和高等学校にバス通学、または自転車通学している生徒の保護者に対して、補助金を交付します。  | 学校教育課 総務係<br>[本庁3階]<br>☎72-1113                                |
| 高齢者 | 高齢者インフルエンザ予防接種   | 65歳以上の人および60歳以上65歳未満で心臓、腎臓・呼吸器などに重度の障がいがある人(身体障害者手帳1級相当)の希望者に対し無料で実施します。   | 保健福祉課 健康増進係<br>[本庁1階]<br>☎72-1212<br>または城辺保健福祉センター<br>☎73-7400 |
|     | 高齢者の肺炎球菌感染症予防接種  | 当該年度中に次の条件に当てはまる人で希望される方に対し自己負担4,000円で実施します。<br>ア.65歳の人<br>イ.60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器などに重度の障がいがある人(身体障害者手帳1級相当)  | 保健福祉課 健康増進係<br>[本庁1階]<br>☎72-1212<br>または城辺保健福祉センター<br>☎73-7400 |
|     | はり、灸、マッサージ等施術費助成 | 町内に住所がある満65以上の方が、町が指定した施術機関で施術を受けた場合に1回につき1,000円を助成します。  | 高齢者支援課 高齢者支援係<br>[本庁1階]<br>☎72-7325                            |
|     | 緊急通報システム整備       | 概ね65歳以上のおひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯で、身体および環境上の理由により緊急時の通報手段が困難な方の日常生活上の不安を解消することを目的に、緊急通報装置を設置します。  | 高齢者支援課 高齢者支援係<br>[本庁1階]<br>☎72-7325                            |
|     | 「食」の自立支援         | ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯で、ご自身では食事の準備が困難な方に昼食の配食サービスを行います。併せて安否確認も行います。  | 高齢者支援課 高齢者支援係<br>[本庁1階]<br>☎72-7325                            |
|     | 福祉タクシー助成         | 町内に住所があり、当該年度4月1日において、満70歳以上および満65歳以上で2級以上の身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方で、乗合バスとコミュニティバスの停留所等から300m以上離れている方に、タクシー料金の一部について、補助券の交付により助成します。                         | 高齢者支援課 高齢者支援係<br>[本庁1階]<br>☎72-7325                            |
|     | 運転免許証自主返納支援      | 町内に住所があり、運転免許証自主返納時に満65歳以上で、平成24年4月1日以降に自主返納された方に、500円のタクシー補助券を一人につき年間50枚交付します。補助券を交付した年度から3年間申請できます。なお、他のタクシー料金助成制度の支援対象者を除きます。                             | 高齢者支援課 高齢者支援係<br>[本庁1階]<br>☎72-7325                            |
|     | 福祉移送(有償運送)サービス   | 概ね65歳以上の高齢者で、身体上または精神上著しい障がいのため常時ねたきりの方、または歩行機能障がいのため座位保持ができず、車椅子、ストレッチャーを使用しなければ外出が困難な方で他に移動手段のない方に、福祉車両により自宅と在宅福祉サービス施設や医療機関などとの間の移送を支援します。                | 高齢者支援課 高齢者支援係<br>[本庁1階]<br>☎72-7325                            |



補助・助成



|         | 名称                   | 内容   | 窓口                                  |
|---------|----------------------|--|-------------------------------------|
| 高齢者     | 老人日常生活用具給付           | ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯の方に、火災報知器などの日常生活用具を給付または貸与します。  | 高齢者支援課 高齢者支援係<br>[本庁1階]<br>☎72-7325 |
|         | 在宅ねたきり老人等紙おむつ支給      | 町内に引き続き1年以上住所を有する65歳以上の方および重度の身体障がい者の方で、在宅で6カ月以上ねたきりの状態または認知症および身体に障がいがある常時紙おむつを使用しなければならない状態にある方に、紙おむつを支給します。             | 高齢者支援課 高齢者支援係<br>[本庁1階]<br>☎72-7325 |
|         | 介護用品支給               | 介護保険の要介護認定の結果が、要介護4・5と認定された在宅の高齢者であって、住民税が非課税世帯に属する方を現に介護している家族の方に、1カ月に7,000円相当の介護用品(紙おむつ、尿取りパッドなど)を、現物支給します。              | 高齢者支援課 高齢者支援係<br>[本庁1階]<br>☎72-7325 |
|         | ねたきり老人等介護慰労金支給       | 町内に住所があり、在宅のねたきりの高齢者等と同居され、生計を同じくする方で住民税非課税世帯に属し、6カ月以上介護をしている介護者の方に介護慰労金として月額7,500円を支給します。                                 | 高齢者支援課 高齢者支援係<br>[本庁1階]<br>☎72-7325 |
|         | 特定(介護予防)福祉用具の販売      | 在宅で生活を営む要介護・要支援認定を受けられた方の日常生活上の自立した生活を支援するため、腰掛便座・入浴補助用具などの福祉用具購入に係る費用の9割(2割負担の方は8割)を支給します。                                | 高齢者支援課 介護保険係<br>[本庁1階]<br>☎72-7325  |
|         | 居宅介護・介護予防の住宅改修       | 在宅で生活を営む要介護・要支援認定を受けられた方の日常生活の支援や介護者の負担軽減を図るために、手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修について、その費用の9割(2割負担の方は8割)を支給します。                     | 高齢者支援課 介護保険係<br>[本庁1階]<br>☎72-7325  |
|         | 介護保険高額サービス費貸付        | 愛南町介護保険の被保険者の方で、同じ月内の介護サービスに要した費用が高額な場合、予算の範囲内で介護サービスに要した費用の一部の貸付が受けられます。  | 高齢者支援課 介護保険係<br>[本庁1階]<br>☎72-7325  |
| 障がいのある方 | 人工透析患者通院交通費助成        | じん臓機能障害を有する方が、人工透析療法を受けるため、医療機関への通院に要したタクシー利用料金の一部を助成する制度です。   | 保健福祉課 障がい者福祉係<br>[本庁1階]<br>☎72-1212 |
|         | 重度心身障害者医療費助成         | 重度心身障がい者が医療機関で受診した場合の医療費の自己負担分を助成する制度です。   | 町民課 保険医療係 [本庁1階]<br>☎72-7300        |
| 衛生・環境   | 合併処理浄化槽排水設備工事費補助金    | 町営浄化槽整備推進事業において、合併浄化槽を設置した方に対し、排水設備(住宅から汚水を浄化槽に流入させるために必要な流入管や浄化槽から流出する処理水を放流するために必要な放流管等)の設置費用の2分の1に相当する額(限度額10万円)を補助します。 | 環境衛生課 環境衛生係<br>[本庁2階]<br>☎72-7316   |
|         | 単独処理浄化槽撤去費補助         | 町営浄化槽整備推進事業において、合併浄化槽を設置する際、単独処理浄化槽を撤去する費用の2分の1に相当する額(限度額20万円)を補助します。  | 環境衛生課 環境衛生係<br>[本庁2階]<br>☎72-7316   |
|         | 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給 | 町営浄化槽整備推進事業または集落排水施設接続時において水洗化工事をする場合、金融機関から改造工事資金を借りられるようあっせんし、融資額(融資限度額30万円)に対する利息を全額町が負担します。                            | 環境衛生課 環境衛生係<br>[本庁2階]<br>☎72-7316   |
|         | 生活環境施設等設置事業補助金       | 地区が設置し、維持管理する生活環境施設に対して、設置に係る費用の2分の1に相当する額を補助します。  | 環境衛生課 環境衛生係<br>[本庁2階]<br>☎72-7316   |
|         | 生ごみ処理容器設置事業補助金       | 生ごみを自家処理するために必要な生ごみ処理容器の設置に対して、容器本体購入価格の2分の1に相当する額を補助します。  | 環境衛生課 環境衛生係<br>[本庁2階]<br>☎72-7316   |
|         | 水環境保全推進補助            | 町内の事業所から指定された補助対象製品(わかしお石けん、EM菌関連製品等)を3千円以上購入した場合、購入金額の3分の1以内の額を補助します。   | 環境衛生課 環境衛生係<br>[本庁2階]<br>☎72-7316   |
|         | 新エネルギー等導入促進補助        | 補助対象機器(太陽光発電、燃料電池、蓄電池等)を設置または購入した方に対して、対象機器に応じた額を補助します。  | 環境衛生課 環境衛生係<br>[本庁2階]<br>☎72-7316   |
|         | 水道未普及地域解消補助          | 水道水の供給を受けることができない区域の方が生活飲料水を確保することを目的とした費用(塩素滅菌機は必須です。)に対して、補助金交付対象の10分の5に相当する額を予算の範囲内で補助します。                              | 水道課 配水係 [本庁2階]<br>☎72-0835          |



補助・助成

|             | 名称                     | 内容  | 窓口   |
|-------------|------------------------|---|--|
| 保健・医療       | 特定不妊治療費助成              | 愛媛県特定不妊治療費助成事業の助成金交付決定を受けている方に、治療に要した費用から愛媛県の助成金を引いた残りの金額の範囲内で、1回につき10万円(治療内容によっては5万円)を助成します。                                   | 保健福祉課 健康増進係<br>[本庁1階]<br>☎72-1212                              |
|             | 妊婦一般健康診査補助金(県外医療機関受診分) | 愛南町の妊婦一般健康診査受診票の交付を受けている方が、県外の委託外医療機関および助産所で健康診査を受けた場合に、妊婦一般健康診査にかかった経費について補助金を交付します。   | 保健福祉課 健康増進係<br>[本庁1階]<br>☎72-1212                              |
|             | インフルエンザ予防接種補助金         | インフルエンザ予防接種を希望される町内在住の生後6か月から64歳以下の方に対し、予防接種費用の一部を助成します。  | 保健福祉課 健康増進係<br>[本庁1階]<br>☎72-1212<br>または城辺保健福祉センター<br>☎73-7400 |
|             | 国民健康保険高額療養費貸付          | 国民健康保険の被保険者の方で、同じ月内の療養の費用が高額な場合、予算の範囲内で療養費用の一部の貸付が受けられます。   | 町民課 保険医療係 [本庁1階]<br>☎72-7300                                   |
|             | 子ども医療費助成               | 出生から中学校3年生(15歳到達後最初の3月末)までの子どもが医療機関で受診(外来・入院とも)した場合に、医療費の自己負担分を助成します。   | 町民課 保険医療係 [本庁1階]<br>☎72-7300                                   |
|             | ひとり親家庭医療費助成            | 20歳未満の児童を監護している所得税非課税のひとり親家庭を対象に医療費の自己負担分を助成します。  | 町民課 保険医療係 [本庁1階]<br>☎72-7300                                   |
|             | 重度心身障害者医療費助成           | 重度心身障がい者が医療機関で受診した場合の医療費の自己負担分を助成する制度です。  | 町民課 保険医療係 [本庁1階]<br>☎72-7300                                   |
| 生活の安定と福祉の向上 | 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付       | 町内に在住する母子家庭の母、または父子家庭の父が、小口の資金を緊急に必要とする時に、資金を貸し付ける事業です。貸付金額は、5万円以内(子どもの修学等、特別な場合に限り10万円以内)です。                                   | 保健福祉課 子育て支援係<br>[本庁1階]<br>☎72-1212                             |
| 住宅          | 地域材利用木造住宅建築促進事業補助金     | 住宅の主要部材に南予で生産された木材を60%以上使用し、住宅部分の床面積が66㎡以上あり、町内に事務所を有する工務店等により建築された住宅を建築または購入しようとする方に対して、地域材1㎡当たり2万5千円を補助します。                   | 農林課 林業振興係 [本庁2階]<br>☎72-7311                                   |
|             | 住宅新築・リフォーム補助金          | 住宅の新築・増改築・リフォームを、町内所在の建築業者などで行う方に対して、補助金対象費用が50万円以上の場合に10分の1に相当する額を予算の範囲内で補助します。  | 建設課 管理係 [本庁2階]<br>☎72-7313                                     |
| 防犯          | 防犯灯設置・修繕事業補助金          | 地区が管理する防犯灯の設置や修繕の費用が、一つの防犯灯につき1万円以上掛かった場合に補助金を交付します。  | 総務課 安全推進係[本庁2階]<br>☎72-1211                                    |
| 防災          | 緊急避難時持出用品セット購入補助金      | 緊急避難時持出用品セットの購入に対し、購入価格の2分の1以内(上限4千円)で補助金を交付します。  | 防災対策課 防災対策係<br>[消防庁舎2階]<br>☎72-0131                            |
|             | 木造住宅耐震診断技術者派遣          | 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建てで、階数が2階以下かつ延べ床面積が500㎡以下の木造住宅を対象とし、愛南町が委託した愛媛県建築士会から派遣された耐震診断技術者が耐震診断を行います。3,000円または9,720円の負担で耐震診断が実施できます。 | 防災対策課 防災対策係<br>[消防庁舎2階]<br>☎72-0131                            |
|             | 木造住宅の耐震診断等補助金          | 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建てで、階数が2階以下かつ延べ床面積が500㎡以下の木造住宅を対象とし、耐震診断費および耐震改修に係る設計費・工事費・工事監理費の一部を補助します。                                  | 防災対策課 防災対策係<br>[消防庁舎2階]<br>☎72-0131                            |



補助・助成



|              | 名称                 | 内容   | 窓口                               |
|--------------|--------------------|--|----------------------------------|
| 農業           | 野菜産地化推進事業補助金       | 野菜産地化対策の一環として、えひめ南農業協同組合が作成する野菜産地強化計画において産地化を目指す作目を、出荷を目的に作付けを行った農業者を対象に、種苗購入費の2分の1以内を補助します。                   | 農林課 農業振興係 [本庁2階]<br>☎72-7311     |
|              | 農作物鳥獣害防止対策推進事業費補助金 | 電気柵等の農作物被害防止対策を講じる農業者に対して、事業費の2分の1を補助します。  | 農林課 林業振興係 [本庁2階]<br>☎72-7311     |
|              | 鳥獣害侵入防止柵購入         | 鳥獣害による農作物被害の防止のため、地区の要望により、ワイヤーメッシュ柵等を、町鳥獣被害防止対策協議会から現物支給します。  | 農林課 林業振興係 [本庁2階]<br>☎72-7311     |
|              | 狩猟免許取得補助           | 新たに第1種銃猟免許または第2種銃猟免許を取得し、南宇和猟友会に入会する予定の方で、町内の有害鳥獣捕獲に従事することを誓約できる方に、免許を取得した際に要した手数料および狩猟登録等に係る経費を全額補助します。       | 農林課 林業振興係 [本庁2階]<br>☎72-7311     |
| 商業振興         | 起業化支援助成金           | 愛南町に潜在する豊富な農林水産物、良質な自然資源等の地域資源を活かして、新たに起業をめざす方に対して、助成金を交付します。助成金の上限額は100万円です。                                  | 商工観光課 商工業振興係 [本庁2階]<br>☎72-7315  |
|              | 中小企業緊急振興特別融資利子補給   | 町内に住所または事業所を有する中小企業者を対象に、町が預託している町内銀行等から運転資金および設備資金の融資を受けようとする方に対して、利子補給を行います。                                 | 商工観光課 商工業振興係 [本庁2階]<br>☎72-7315  |
|              | 中小企業制度資金利子補給       | 町内に住所または事業所を有する中小企業者を対象に、事業資金の融通を円滑に進めるために利子補給を行います。   | 商工観光課 商工業振興係 [本庁2階]<br>☎72-7315  |
|              | 中小企業経営研修受講費補助      | 町内中小企業者の経営資質の向上を図るため、公的機関、民間教育機関および民間研究機関等が開催する経営の合理化・近代化を促す研修会、講習会等に出席する中小企業および団体に対し、補助金を交付します。               | 商工観光課 商工業振興係 [本庁2階]<br>☎72-7315  |
| 文化・生涯学習      | 文化財保護事業補助金         | 文化財保護法、愛媛県文化財保護条例、愛南町文化財保護条例等による文化財の保護に必要な経費について、予算の範囲内で文化財の所有者や管理者等の方に補助金を交付します。                              | 生涯学習課 文化振興係 [本庁3階]<br>☎73-1112   |
|              | スポーツ競技大会出場助成金      | 全国大会以上の競技大会に出場する選手、監督またはコーチに対し、経費の一部を助成します。  | 生涯学習課 スポーツ振興係 [本庁3階]<br>☎73-1112 |
| 社会貢献・町民提案型事業 | わが里づくり事業補助金        | 町民の地域づくりの気運を醸成するとともに、地域の特性を生かした個性豊かな魅力ある地域づくりを支援するため、地域の活性化に貢献すると認められる事業に補助金を交付します。                            | 生涯学習課 社会教育係 [本庁3階]<br>☎73-1112   |
|              | 人材育成事業補助金          | 人材育成に役立つ研修、学習会、講座への参加や開催など、愛南町の地域づくりや活性化に繋がると認められる事業に補助金を交付します。  | 企画財政課 企画調整係 [本庁2階]<br>☎72-7317   |
| その他          | 道路・河川維持事業補助金       | 町道の道づくり・清掃活動等や河川の清掃活動等を実施した場合、その実績に応じて補助金を支給します。   | 建設課 維持係 [本庁2階]<br>☎72-7313       |
|              | コミュニティ助成           | 宝くじの普及広報を目的として、自治会や地区などの町が認めたコミュニティ組織が自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な設備の整備等に対して、助成を行います。                                  | 総務課 行政係 [本庁2階]<br>☎72-1211       |
|              | 医師確保奨学金貸付          | 将来医師として愛南町が指定する医療機関で従事しようとする医学生の方に対して、修学に必要な資金の貸付けをします。  | 保健福祉課 健康増進係 [本庁1階]<br>☎72-1212   |
|              | 奨学金返済支援補助          | 若者の移住定住や地元就職の促進を図るために、新規就業者等の奨学金返済金の一部を、最大5年間補助します。  | 学校教育課 総務係 [本庁3階]<br>☎72-1113     |
|              | 老朽危険空家除却事業補助金      | 管理不全な状態となった不良住宅または空き建築物で、不良度が100以上と判定され、避難路に支障を来すおそれがある老朽危険空家の除却に係る経費の10分の8以内の額を予算の範囲内で補助します。                  | 建設課 工務係 [本庁2階]<br>☎72-7313       |
|              | 移住者住宅改修支援          | 構成員に50歳未満の方のいる世帯で5年以上居住する意思のある県外からのU・ターン者(就学、転勤、結婚による転居によるものは除かれます。)を対象に、住宅の改修や家財道具の搬出等に係る費用に対して、予算の範囲内で補助します。 | 企画財政課 企画調整係 [本庁2階]<br>☎72-7317   |
|              | 自転車ヘルメット購入事業補助金    | 自転車安全利用のため着用するヘルメットの購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助します。   | 総務課 安全推進係 [本庁2階]<br>☎72-1211     |



補助・助成